

Title	満鉄調査部弾圧事件(1942・43年)再論
Sub Title	The suppression of the South Manchuria railway company research bureau (1942-43) revisited
Author	松村, 高夫(Matsumura, Takao)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2013
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics=Mita journal of economics). Vol.105, No.4 (2013. 1) ,p.719(197)- 754(232)
JaLC DOI	10.14991/001.20130101-0197
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20130101-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

満鉄調査部弾圧事件（1942・43年）再論

松村 高夫

一、小林英夫・福井紳一氏との 「論争」の経過

私は、本誌 95 卷 1 号、2002 年 4 月号に「フレーム・アップとしての満鉄調査部弾圧事件（1942・43年）」を発表した。満鉄調査部事件とは、1942 年 9 月 21 日、関東憲兵隊により満鉄調査部員 24 名が検挙（第 1 次）、続いて 6 名が検挙され、さらに翌 43 年、14 名が検挙（第 2 次）された事件である。その稿では、当事件が北満型合作社運動弾圧事件（1941 年 11 月 4 日）による被検挙者の自白を発端とし、現実の運動の証拠なしに次々にフレーム・アップされていく過程を、権力側の史料（川戸武など）と被検挙者側の史料（鈴木小兵衛など）にもとづき詳述した。そして合作社事件と満鉄調査部事件は、この意味で統一して捉えねばならないこと、両事件とも関東憲兵隊によるフレーム・アップであることを明らかにした。

2002 年に松村高夫・解学詩・江田憲治編著

『満鉄労働史の研究』（日本経済評論社）を刊行したさいの日本側の執筆者——松村、江田憲治、柳沢遊、児嶋俊郎、伊藤一彦、江田いづみ——は、その後新たに平山勉、山本裕を加え、『満鉄の調査と研究』のテーマの下に共同研究をすすめ、その成果は松村・柳沢・江田（憲）編『満鉄の調査と研究——その「神話」と実像』（青木書店、2008 年、以下、『調査と研究』と略す）として刊行された。われわれは、満鉄の調査研究の研究史・研究状況を検討した結果、従来の研究がしばしば見逃してきた調査専門組織以外の調査研究をも考察の対象に含め、満鉄の個々の調査研究活動を、調査主体・方法・企図と結果に即して具体的・実証的に検討する必要があるとの認識に至り、そのため、活版の報告書や刊物、雑誌記事はもちろん、中国吉林省社会科学院満鉄資料館や遼寧省図書館、吉林省図書館などに所蔵されている、調査の過程で作成されたガリ版の冊子や内部文書などの一次史料を可能な限り利用し、満鉄調査・研究の実像を明らかにせんと

試みた。その結果を概括的に述べるなら、満鉄の調査・研究の特質は、国策会社にして株式会社でもある満鉄がその業務の一環として調査・研究を遂行したがために、従来の一部の研究の想定とは異なり、学説や思想で陶冶された集団ではなく、統計についても十分な訓練を経ておらず、調査の方向性と方法論も統一性が欠如していた点にあった。1930年代は各国とも「計画化」(planning)の時代を迎えたが、英米では政党のシンクタンクや大学、民間機関の研究者が政治・経済・社会理論にもとづき、「計画化」の政策提言を行い、政策実施に影響を与えたのに対し、日本は「高度国防国家」建設への衝動を軍部・官僚がもったために、調査・研究は満鉄のみならず、興亜院、東亜研究所など主体も多様化し大型化するものの、軍の下請け調査の域を出るものではなく、調査レベルも従来いわれているような水準ではなかった。満鉄の「社業調査」も帝国日本・「満州国」の「国策」、国際市場の変化、営利の動向に制約されているものだった。

私の満鉄調査部事件の稿は、『調査と研究』の第8章「フレーム・アップと『抵抗』——満鉄調査部事件」として収録された。そこには前掲の旧稿(2002年)以後に発見された2つの史料にもとづく指摘が付加されている。すなわち、合作社事件に関しては、「中核体」とされた情野義秀、進藤甚四郎、岩間義人、井上林、田中治、および平賀貞夫の6名の満州国最高検察庁『治安維持法違反被告事件』等の史料である(『調査と研究』453-455頁)。満鉄調査部事件に関しては、野々村一雄の「手記」を『回想 満鉄調査部』(勁草書房、1986年)と

比較検討することを加えている(同467-483頁)が、付加した双方の史料とも合作社事件と調査部事件がフレーム・アップであることをより鮮明に示す根拠となっている。そして章の最終部分で、表「満鉄調査部事件の経緯——憲兵隊の処理・検察の処分・法院の判決」(表8-2、同484-485頁)を掲げ、調査部事件の被検挙者の新京高等法院の判決(1945年5月1日)まで示しておいた。満鉄調査部の調査・研究についても、その水準は従来みなされてきたような高いものではなく、また、報告書ではどの段階でも反軍的な「抵抗」といえるほどの表現はみられないことも指摘した。その際、小林英夫のように満鉄調査部を「元祖シンクタンク」とか「知のエリート集団」として、その成果が日本の戦後経済に寄与したとする「連続説」は、誤っていることも指摘した。

このわれわれの『調査と研究』に対して、小林英夫・福井紳一は、早稲田大学アジア太平洋研究センター『アジア太平洋討究』(第11-16号、2008-2011年)に5回連載して批判文を書き、連載が終るや直ちに、『論戦「満洲国」・満鉄調査部事件——学問的論争の深まりを期して』(彩流社、2011年、以下、『論戦』と略す)と題する本を刊行した。これは、5回の連載文を多少手直しして第1章と第2章(144頁分)として収録し、それに小林・福井それぞれの既発表論文9篇を、「論戦」用に修正して加えて第3-8章および補章とし、合計400頁ほどの本として刊行したものである。5回連載のうち最初の3回分、すなわち『論戦』の第1章は、もっぱら私の満鉄調査部事件の論

文（『調査と研究』第8章）に対する集中的批判である。『論戦』の帯には、「尾崎・ゾルゲ事件と連動する満鉄調査部・合作社事件を巡る論争を全面公開！」とある。尾崎・ゾルゲ事件云々とあるのは、小林・福井が2004年に『満鉄調査部事件の真相——新発見史料が語る「知の集団」の見果てぬ夢』（小学館、2004年、以下、『真相』と略す）を出したときと変わらない。

まず、小林・福井の松村批判（『論戦』第1章）の特徴は、私の満鉄調査部事件に関する論文に沿って思いつくままに非難の言葉を羅列していることにあり、批判に論理の一貫性がみられず、批判の要点が何かということがわかりにくいのだが、主要な批判点は以下の4点にあるようである。

第1点は、松村が小林・福井の『真相』を参照していないのは、先行研究を無視している非学問的態度である。小林・福井は入手した満鉄調査部事件に関する史料を『真相』で公表したのだから、松村がもっている満鉄調査部事件の供述書なども公開すべきであり、隠匿しているのは学問の前進を阻むものである＝史料の扱いの問題。

第2点は、松村は、小林・福井が関東憲兵隊の合作社事件、満鉄調査部事件の逮捕者の供述書、手記を無批判に採用しているのを批判し、供述書、手記は権力側により作成された「荒唐無稽な作為」（石堂清倫）であるとしている。だが、小林・福井は、小泉吉雄手記から満鉄調査部事件と尾崎・ゾルゲ事件と企画院事件に連繋があったことが読み取れる、と主張する＝史料批判の問題。

第3点は、方法論・分析視角の問題である。松村の社会史・労働史の方法は誤っている。松村は運動主体だけを扱い、経済的・政治的背景を無視している。歴史的背景として総力戦下の合理性から不合理性への移行期に調査部事件が生じたと捉えるべきである。松村のフレーム・アップがあったかなかったかを明らかにするような「二項対立的」思考は、事件の究明を「単純な倫理的ともいえる裁断に帰結させてしまう」（54頁）。必要なのは「多面的な分析視角」であり、「運動実態の多様性」を明らかにすることである、と小林・福井は主張する＝分析視角の問題。

第4点は、松村たちは小林・福井を批判するための「初期設定」をして『調査と研究』を書いている。批判された小林たちの見解は「神話」ではない。また、松村の北満型合作社運動（浜江コース）の記述には、史実としての誤りがある。合作社事件が起きたときには合作社運動は雲散霧消していた、それ故、合作社事件はフレーム・アップであるとする松村の主張は、誤った史実にもとづく主張である。北満型合作社運動は、1945年の敗戦まで存続し、活動していたと小林・福井は主張する＝史実の問題。

以下、これらの論点について、具体的に検証し、論駁していきたい。

二、史料をめぐる諸問題

1 史料の扱い方と研究者のモラル

小林・福井は、松村が『真相』を参照せず、先行研究を無視した非学問的態度であるとし

て、『論戦』の中で、次のようにいう。「満鉄調査部事件を究明する際に、松村氏は、小林が発掘した満鉄調査部事件の中心メンバーの『手記』などを、すでに公開しているにもかかわらず、それを直接に引用するなど使用して論じてはいない。何故、小林が公開した重要かつ大量の史料を、学術的史料批判を行ないつつ、満鉄調査部事件の研究に用いていないのか。これらの大量の史料を無視して使用することを忌避し、満鉄調査部事件を分析することは、その出发点からして無謀で、かつ非学問的な態度だというしかない」(52頁)。「一般に、学問的著作を取り上げるのであれば、先行研究を参照し、積極的貢献と問題点を記述するのが常識であろう。積極的貢献がなければ、無視するというのが学問的常識である」(54頁)。松村・柳沢・江田たちが、「こうしたルールを犯すこと事態〈ママ〉が、本書〔『調査と研究』〕の学問的総括水準を指し示すものといわねばならない。……そうしたルールを一切無視するというのは、はじめから学問的ルールを放棄して、ただひたすら攻撃しようという编者たちの意図が見え隠れするのである」(54頁)。要するに、松村が満鉄調査部事件について執筆するにあたって、小林が入手した中国吉林省档案馆所蔵の事件の主要メンバーの手記などを公開した『真相』を無視し、先行研究として参照しないのは「非学問的態度」であり、学問的ルール違反だとしているのである。

まず、松村と小林たちの直接関連する著述を刊行順に示そう。

- 松村高夫「フレーム・アップとしての満鉄調査部弾圧事件(1942・1943年)」『三田学会雑誌』95巻1号、2002年4月。
- 小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相——新発見史料が語る「知の集団」の見果てぬ夢』小学館、2004年12月。
- 小林英夫『満鉄調査部——「元祖シンクタンク」の誕生と崩壊』平凡社新書、2005年9月。
- 松村高夫「満州における共産党と『満鉄マルクス主義』」(第6章)、加藤哲郎・伊藤晃・井上學『社会運動の昭和史——語られざる深層』白順社、2006年7月。
- 小林英夫『満鉄調査部の軌跡』藤原書店、2006年11月。
- 松村高夫「フレーム・アップと『抵抗』——満鉄調査部事件」(第8章)、松村高夫・柳沢遊・江田憲治編『満鉄の調査と研究——その「神話」と実像』青木書店、2008年7月。
- 小林英夫・福井紳一『論戦「満洲国」・満鉄調査部事件——学問的論争の深まりを期して』彩流社、2011年8月。

小林・福井は、松村の史料に対する扱いについていくつかの疑念があるという(『論戦』50-53頁)。

疑念の第一は、彼〔松村〕が使っている史料の入手経路である。松村高夫氏は、先にあげた彼の二本の論文〔松村の2006年・2008年論文〕の中で、撫順戦犯管理所にお

ける日本軍憲兵らの「手記」や、一部の満鉄調査部事件被疑者の「手記」や、満洲国最高検察庁の書類などを使用している。氏は、これらの史料に関し、その入手経路について全く明らかにしていないが、それは何故かということである。……少なくとも未公開史料を使って論文を書くからには、そうした手続きをするのは初歩的常識ともいえるものであろう。／第二の疑念は、以下の点である。松村高夫氏は、小林が入手した史料とほとんど重なることなく、数も下回らない大量の史料を入手したと述べている。それにもかかわらず、その膨大な史料のリストや所在を、自身の論文において公表していないが、それは何故かということである（51頁）。

小林は、自分たちは調査部事件の関連史料を『真相』で公開したのだから、松村も「大量の史料を持っているのなら、学術・研究の発展に寄与するためにも、私たち同様に一般に公開すべきではないのか。お互いに所有している史料を交換・交流することこそが学問の前進につながるのではないか」（51頁）と書き、小林・福井は史料を公開して学問の前進に寄与しているのに対して、松村は史料を公開せずに秘匿し、学問の前進を阻害している、という。私は史料を保持していることを『調査と研究』で「公表」しており、これまで研究者から求められた場合には、これを提供しているのだが、このことは繰り返しいわれ、松村の「史料の扱いの不透明さ」（同前）を印象づけようとしている。このような発言は、中

国の一次史料にもとづいて研究してきた人の口からは発せられない類のものである。

そして、小林らは「第三の疑念」として、小林らが『真相』で「公開した」史料を、なぜ「満鉄調査部事件の研究に用いていないのか」ということを挙げるのだが、私が小林・福井の『真相』を原則として無視した理由は、単純なものである。中国档案馆・図書館の所蔵の一次史料は、外国人に閲覧させないことを原則とし、閲覧が許可されたばあいもいくつかの条件がつけられる。史料の複写が認められたときにも、それは研究用にだけ使用するという厳格な条件がつけられる。ましてやその閲覧・複写した史料を日本で復刻出版することは認められていない。私は、一般的にいて、文書館・図書館の史料の公開度はその国の文化水準を測る指標の一つであるから、そのようなルールは変更されるべきであると中国の档案馆関係者に申し入れしてきたが、残念ながら現在に至るもそのルールは変更されていない。いままでそのルールを破り、複写した史料を日本で復刻出版したケースが時々生じ、その档案馆・図書館が一定期間日本人の入館を禁止したため、私たちが史料にアクセスできないといったことも生じた。そのようなことが生じると、中国人研究者から、「戦争中、日本は中国を支配し略奪した。今また史料を略奪している」という趣旨のことを一度ならず聞いた。中国が所蔵する日本支配関係の史料の扱いは、かようにデリケートな問題を抱えているのである。それは中国の一次史料にもとづいて作業をしてきた研究者には、周知のことである。そのルールが原則的に誤って

いるとしても、現在存在するルールは守らねばならない、というのが私の考えである。複製・出版が認められないことは小林・福井も十分承知していて、彼ら自身「私たちは吉林省檔案館との約束で、資料集を出版する許可は得られなかったので、研究論文のスタイルをとり、本の半分を註が占める形で、史料の原文を可能なかぎり読者に紹介した」（『真相』47頁）と書いている。だが、こうした発想が私には理解できない。研究論文や研究書に偽装して史料集を出すことは、やはりルール違反なのではないか。かりにルール違反でないとしても、違反スレスレのことをやっているのであって、研究者としての倫理からは逸脱している。もし私が『真相』、すなわち偽装した史料集を参照・引用したならば、小林・福

井の行為を容認することになる。それは私にはできないことであった。私は『真相』の史料以外の彼ら書いた地の文（本文）の内容のいかんを問わず、参照したり引用したりすべきではないとこれまで考えてきた。それはちょうど小林英夫が原朗の史料や著作の構想を「剽窃」・「盗用」（原朗の言葉）して刊行した小林著『大東亜共栄圏の形成と崩壊』（御茶の水書房、1975年）を、その内容のいかんを問わず、私が参照したり引用したりしてこなかったことと全く同じ理由である⁽¹⁾。

以上のような経緯と事情から、私は収集した史料を自身の研究用には使うし、求められれば必要に応じて提供してきたが、史料集などの形で一般に公開するつもりは全くない。前述した史料集の偽装出版といい、「剽窃」・

(1) 原朗は東京国際大学での2009年の最終講義の終わり近くで、次のように語った。

さて最後にここでもう一つ申しあげておかなければならないことがございます。私が十分に研究に専念することができなくなった一つの理由として、1975年のことですが、私の作品の一つが他の研究者によって剽窃された際、その研究者が学界において果たしていた役割に配慮して、盗用を公然と指摘することをためらったことがあげられます。まだ公刊されていない自分の論文の構成を、ほとんどそのまま他人の著作の編目構成に利用されてしまったのですが、その結果、私は自分の最初の著作を著書として公表することも学位を申請することも断念することになり、以後私は学界における倫理の欠如と売名行為の横行に暗澹たる気分を抱いたまま、一切単著を出版せず、ただ共同研究の編集や資料集の出版のみに終始する態度を維持して現在に至ったのです。学生時代のアルバイトで勤めた研究所で、共同研究を重んずる姿勢、業績主義とは正反対のいわば「匿名の思想」とでも言うべきものを叩きこまれていたことが、共同研究に徹底する態度の維持に強く影響していたのだと思います。

この事件は研究者としての私にとって致命傷となってしまったわけですが、私のその作品が26年後にあるリーディングス（『展望日本歴史20 帝国と植民地』東京堂出版、2001年、210-249頁）に収録された際、お手許のプリントの最後の2ページにその経過について実名を挙げてしるしてあります。現在は早稲田大学教授の小林英夫という人ですが、私がこの追記を公表してから8年、私はご本人からは何の抗議も受けておらず、口頭で謝罪の意を軽く告げられただけであり、現在もその人は次々に著作を公表し、大活躍中です。盗用、剽窃をすることが学問の正常な発展にとっていかに大きな打撃をあたえるか、その被害を蒙った当事者として、研究者への道を歩む皆さんにはお伝えしておく義務があるかと思ひ、恥ずかしさを忍んで今日皆様に申し上げる次第です。「宋襄の仁」という言葉が他人ごとではないことを改めて噛みしめることになりました（原朗「開港百五十年史——小江戸・大江戸・そして横浜」、東京国際大学『経済研究』12号、2010年、29頁）。

「盗用」といい、そもそも研究者としての倫理感が欠如している人間が、史料を秘匿して学問の前進を阻んでいるなどと他人の研究を非難する資格はないのである。

2 史料批判の必要性

歴史学の認識過程は大きく2つからなっている。第1は史料を収集し史料批判を行う過程、第2は史料を分析し評価する過程である。実際には両過程の往復運動がなされるが、一応2つに分けて考察しておこう。認識主体は、一定の仮説をもって（広義の）史料を選択することから認識過程をはじめ。「歴史家は事実を選択しえない」とする19世紀的歴史観を批判したフェーヴルが、「歴史はすべて選択に他なりません」と言い切った意味を考えねばならない。人間の営為は全てただちに過去のこととなるが、営為の中で何らかの史料を残すのは極めて稀である。大多数の人間の営為は何ら史料を残さないまま消え去ってしまう。残された史料といえども権力者や社会上層の人々のものが圧倒的に多く、コモン・ピープルの史料は残りにくい。とくに現代史では権力側が自らに不都合な史料を公開しないことも多い。これらのわずかに残された史料から、歴史家は史料の真偽を鑑定しながら、自らの問題関心のもとに作業仮説に即して選択するのである。この過程ですでに歴史研究者の価値観をとおして選択された史料自体は、しかしながら自ら歴史を語ることはない。認識主体は選択した史料の批判を行わねばならないが、その批判の諸基準の中で最も重要なのは、その史料の作成者と作成過程の検討であろう。

関東憲兵隊の取調べによる供述書や「手記」のような権力側が作成した史料については、とりわけそこに記されていることをそのまま事実とはみなさない一定の批判的解釈力が必要不可欠である。反対に、撫順戦犯管理所における日本人戦犯の供述書・「坦白」を関東憲兵隊作成の供述書と同じ次元で捉え、脅迫・誘導の結果とみなすことも、その作成過程からして誤りである。以下に詳述するように、小林・福井はこの二種の史料の批判的検討において誤ったのである。

(1) 関東憲兵隊作成の史料——「小泉吉雄手記」の信憑性をめぐって

関東憲兵隊により検挙された満鉄調査部員の取調べの過程で作成された「手記」や「供述書」を、私が憲兵による脅迫・誘導によってなされた、石堂清倫のいう「荒唐無稽の作為」とみなし、そこには肝腎なことについては一片の事実も書かれていない、と捉えるのに対し、小林・福井は「憲兵隊に書かされたものとはいえ、被疑者の手になる手記のほうが、〔内部の通達や意見書より〕被疑者の思想や心情を反映し」ている（『真相』11頁）、とみなす点に決定的な相違点がある。これは権力の本質についての認識の相違に起因している。

小林・福井著『真相』は、吉林省档案館所蔵の満鉄調査部事件関連の関東憲兵隊による22人の手記など1776頁を史料として収録し、本文をつけたものである。中でも尾崎・ゾルゲ事件と満鉄調査部との関連を初めて明らかにしたとする小泉吉雄の「手記」は、その写真がカバーや本文（245頁）にも使われた本書の

目玉である。本書の帯には、「ゾルゲ事件に連続する知られざる弾圧事件の全貌が、今、明かされる発掘された憲兵隊の極秘文書約1800ページを解説!!」とある。

小林は『真相』で、小泉吉雄と尾崎秀実の関係を記述したのち、小泉手記には「驚くべき記述」があるとして、小泉手記から次の部分を引用した。

尾崎の組織の一員として、同人に諜報を提供せる他、昭和十六年九月、尾崎が來満し、満鉄社内同志組織を確立せん際は、自分は左翼分子の相互連繋に依る左翼的政治力の強化の点に意義を見出し之に参加せり。又此の時、同人よりコミンテルン極東支部員スラウイツキー（記憶す）を紹介せられ、其の後枝吉勇、渡辺雄二等と共に右極東支部員等に再会し、更らに、渡辺、湊清、狭間等と共に哈市〔ハルビン市〕に赴き極東部主任ウイリツキー（記憶す）又通訳アンブリと会談し、吾々の満鉄社内同志組織とコミンテルンとの関係を付けたり。

其の後、（尾崎の指令にて）吾々社内同志にて関特演後の戦争の危機に鑑み日ソ戦勃発防遏の為、輸送妨害、通信施設の破壊、治安攪乱に依る反戦活動を為すことを渡辺雄二より打明けられたる際は、自分は客観情勢の見透を異にし、従って此の計画に反対なりたるも、同志としての情誼に基き之に参加を約し、自らは関東軍司令部に爆弾を仕掛け、又政府関係者等との連絡役の任務を果たすことを約束せり。

昭〈ママ〉十六年十月中旬尾崎が検挙さ

れたるを知れるを以て自分は計画の暴露を恐れ、且又予て本計画には反対なりたるを以て渡辺雄二を通じ枝吉勇に対し尾崎の検挙対策の会合を提唱し、金州南山にて会合の際は、本計画の暴挙なるを強調し之を中止せしめんとし、結局、会合にては延期のこととなれり（『真相』208頁）。

以上の引用から、小林は「なんと、日ソ戦が勃発したときには、関東軍の顧問であった小泉吉雄が、関東軍司令部を爆破することを、渡辺雄二に約束したことが語られていたのである」（同前208頁）としたのである。

このような小林・福井の『真相』での主張に対し、松村は『調査と研究』の中で、次のように批判した。

『真相』は、「新史料」＝逮捕者の「手記」の出現に幻惑され、調査部事件が関東憲兵隊によるフレーム・アップであることを否定し、逮捕者が憲兵隊に強いられ誘導されて記した「手記」に依拠して、あたかも革命運動が現実には調査部内に存在したかのよう描いた。同書に特徴的なことは、史料批判を行わない、権力側の史料をそのまま鵜呑みにしたセンセーショナルな記述である。たとえば、小泉吉雄（逮捕時は満鉄新京支社業務課所属）の「手記」が述べる、調査部員とコミンテルンとの接触や「関東軍司令部爆破計画」について、「この供述は、『捏造』とは考えにくく、関東憲兵隊にとっても、大きな衝撃となったことは間違いないであろう」としている。小泉が戦後、コミ

ンテルンとの関係は厳しい取調べの中で錯乱状態で「妄信」したと自ら書いていてもなお、著者たちは「供述が真実か否かは、今もって定かではない」とするのである。しかし、小泉の供述に一片の真実性があったならば、なぜ小泉は検察庁によって起訴猶予処分とされたのであろうか。小泉とともに関東軍司令部爆破を計画したとされるメンバーも起訴猶予となったり、執行猶予付きの判決を受けている。この事実を、小林たちの著作は説明できない（『調査と研究』440-441頁）。

なお、小林・福井は、松村が、『真相』の記述を「センセーショナル」と記したことについて、それは「決め付け」であり「学問的常識」に反している、「こうしたルールを犯すこと事態（ママ）が、本書『調査と研究』の学問的総括水準を指し示すものといわねばならない」（54頁）と述べている。しかし、『真相』刊行の際、同書の帯には、「ゾルゲ事件に連続する 知られざる弾圧事件の全貌」とあった（下線部引用者、以下同じ）。これがセンセーショナルな宣伝文句でなかったなら何なのか。出版社が用意したものにせよ、著者の同意なしに帯が作成されることなどありえないだろう。しかも、『論戦』の帯にも、「尾崎・ゾルゲ事件と連動する 満鉄調査部・合作社事件を巡る論争を全面公開！」とあるのだから、小林・福井の著作が、

世上よく知られる「尾崎・ゾルゲ事件」との「連続」「連動」を満鉄調査部事件に関わる著作の謳い文句としたことは確かであり、そのカギとなるのが、次に述べる「尾崎秀実の関東軍爆破計画」である。しかし、満鉄調査部事件は、実際には尾崎・ゾルゲ事件とは関わりをもたなかった。『真相』刊行の際、小林・福井が尾崎・ゾルゲ事件についての先行研究を参照せず、そのため両事件を「連動」させて論じたことの不当性は、尾崎・ゾルゲ事件の研究者である渡部富哉によって、すでに明らかにされている⁽²⁾。すなわち、「驚くべき記述」として小林が引用した先の小泉吉雄の「手記」の内容は、全く事実と異なることが、渡部富哉と江田憲治の共同論文によって逐一指摘されており、それ故、小泉「手記」に依拠して「尾崎秀実の関東軍爆破計画」を「あり得る話」とした小林・福井の『真相』と『論戦』は完全に論破されているのである。渡部らは、

「小泉手記」には犯罪の成立要件である提報した具体的な情報が何であるか、それが国家機密に属するものであるかは何も記されていない。小泉が尾崎の諜報組織に参加したというなら、当然、当局は、尾崎からその裏付供述をとるはずではないか。だがその裏付けは全くないのだ。警保局のゾルゲ事件関係資料のなかにはどこにも小泉吉雄の名は見当たらない。このことは、小泉

(2) 渡部富哉・江田憲治「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか——小林英夫・福井紳一説の批判的検討」『社会システム研究』15号、2012年3月、および、渡部富哉「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか——小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相』に反論する」『ゾルゲ事件関係外国語文献翻訳集』33号、2012年6月。

が尾崎の「情報組織」に「参加」したとは、憲兵隊の作った筋書きによる誘導による供述以外の何ものでもないということを示している。満鉄調査部内に形成された「ケルン」は、「尾崎—渡辺—小泉とつながる線」が「見事にコミンテルンの活動に繋がることとなる」と述べる小林氏が、なぜそこで「ゾルゲ・尾崎事件」関係の資料やこれまでの研究を参照し、そうした関係があったのか、『手記』の信憑性についての検証を行わなかったのか（注（2）の前者、139頁）、

と、小林・福井の「小泉手記」の扱いに対する根本的批判を展開している。

さらに渡部らは、小泉手記の内容は歴史的事実ではないことを具体的に列挙する。すなわち、「尾崎から『コミンテルン極東支部員スラウイツキー（記憶す）』を紹介され、枝吉勇、渡辺雄二らと同人に再会、また渡辺らとハルビンに行き、『極東部主任ウイリツキー（記憶す）又通訳アンブリと会談し、吾々の満鉄社内の同志組織とコミンテルンとの間の関係を付けたり』と『小泉手記』はいう」（140頁）が、これも事実ではない。というのは、「この当時、憲兵隊の側にはコミンテルン極東局が存在し、日本共産主義者への働きかけは極東局が担当していたという判断があったのだろう。しかし、コミンテルン極東局〔上海〕はヌーラン事件（1931年6月）によって破壊されており、日本の中国侵略が急テンポに進む中、日本に対するコミンテルンの指導や資金ルートは極東局経由ではなくなっていた。コミンテルンは、日本の指導と連絡を「英語圏」

に組織替えしていたのである」（140頁）と、渡部は、在日ロシア大使館文化担当・一等書記官アンドレー・フェシューン提供のコミンテルン資料により指摘する。

そして、加藤哲郎「宮城興徳の訪日の周辺」（日露歴史研究センター編『第6回ゾルゲ事件国際シンポジウムレジュメ集』2011年9月）からの引用によりその指摘を補強したのち、渡部は次のように述べ、小泉吉雄がゾルゲ諜報団員であったことはあり得ないとする。「したがってこの時期に、コミンテルン極東支部員スラウイツキーを紹介された、とか、通訳アンブリと会談して、満鉄社内の同志の組織とコミンテルンの関係をつけた、などということは誤った記述以外にはあり得ない」（140頁）。

不思議なことに、小林の『満鉄調査部の軌跡』（藤原書店、2006年、以下、『軌跡』と略す）になると、「富田武氏によれば、1941年時点においてコミンテルン極東支局なるものは存在せず、またここにあげられている『スラウイツキー』、『ウイリツキー』なる人物も『ロシア対外諜報略史』（ロシア語）によれば実在しない、との御教授を得た」としているとの註が現れる（『軌跡』289頁）。これは『真相』で指摘した小泉「手記」に依拠するコミンテルンと小泉との関係が富田によって否定されたことを意味するのであるから、当然自説を撤回すると思いきや、小林は依然として『軌跡』の中でも自説を主張しているのである。この点も渡部により批判されており、その結果、『軌跡』でも、『論戦』でも矛盾したことを並置させているのであるが、この点も私には理解不能なことである。

また、渡部が指摘するように、1941年9月に尾崎が来満したとき、北進はなく対ソ戦の脅威は完全に去っていたのであるから、来満した後、「尾崎の指令によって『日ソ戦防遏』のため輸送妨害・通信施設破壊・治安攪乱・関東軍司令部の爆破などが計画される筈はない」(142頁)し、尾崎の逮捕(41年10月)で司令部爆破計画が「延期」になったこともあり得ない。

さらに、「小泉手記」によると、渡辺雄二も枝吉勇も共犯者になるはずだが、憲兵隊が渡辺・枝吉から裏づけ証言を取ったこともない、と渡部は批判する。これも自身の論文内部に不整合な史実が存在するにもかかわらず、その矛盾に目をつぶり、さらなる考察をすすめない小林らの研究の特徴の現われである。

『真相』での「なんと、日ソ戦が勃発したときには、関東軍の顧問であった小泉吉雄が、関東軍司令部を爆破することを、渡辺雄二に約束したことが語られていたのである」(208頁)との小林の指摘は、さらに「尾崎秀実と満鉄調査部員との関係」として次のように展開された。「尾崎がヘッドになって、満鉄調査部員をコミンテルン幹部に密会させ、日ソ戦が勃発し、満洲が戦場となった場合には関東軍司令部を爆破する、そして企画院のメンバーとも連絡をとり、ゾルゲとも渡りをつける。このような大計画が述べられていたのである。／小泉吉雄の戦後の回想記では、この手記の記述は憲兵の追及と己の妄想の結果だったように記しているが、尾崎のこうした行動は、あり得る話だと思う。『東亜協同体論』の立場からすれば、尾崎がソ連、中国、日本の反戦勢力

の結集を図る動きをすることは、十分可能性があり得るからである。少なくとも、関東憲兵隊はその危険性を重く見たのであった。／1941年から42年に連続して起きた企画院事件、尾崎・ゾルゲ事件、満鉄調査部事件は、摘発された人たちが互いに交流があったというだけでなく、総力戦体制の前提というべき「合理的思考」の排斥という意味でも、一連の動きであった。これらを戦中の『三大弾圧事件』というのも、こうした共通性に着目してのことである」(『真相』256-257頁)。尾崎の「東亜協同体論」からして、小泉の手記にある関東軍司令部の爆破計画などは「あり得る話」としたのである。

だが、同時に小林・福井は、同じ『真相』の中で、関東軍司令部爆破計画、コミンテルンの工作など「小泉が語る『戦前』のすべてが事実なのか、『真相は闇の中』である」「供述が真実か否かは、今もって定かではない」(210頁)とも書いた。もちろん、「あり得る話」と「真相は闇の中」とは異なる概念である。小林らは、『論戦』では私の批判に対しても、渡部宛書簡では渡部の批判に対しても、この2つの概念を巧みに使い分けて回答し、結局支離滅裂な「論理」に陥っている(後述)のだが、ここでは類似の、しかし異なる、2つの概念を同じ著書で使用していることだけを指摘しておくにとどめよう。

「真相は闇の中」との小結は、次のような推論に導かれて出てきたものである。それは『真相』の中で、「『小泉手記』の記述の信憑性」の小見出をつけて2頁にわたり検討している中で示されている(209-210頁)。これは小林ら

独自の奇妙な解釈といわざるをえない。小林らはいう。「これ〔小泉の手記〕は重大な供述であり、憲兵が描いた『ストーリー』に乗って語ったものと考えするには、事は具体的で重大過ぎて、やや不自然な感を持つ。なぜならば、もし、この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中樞の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避だからである。この供述は『捏造』とは考えにくく、関東憲兵隊にとっても、大きな衝撃となったことは間違いないであろう」(209頁)。

この供述は「捏造」とは考えにくいとされており、公判で述べられれば関東憲兵隊の責任問題に発展する、と小林が指摘していることに注視しておこう。だが、公判で述べられても関東憲兵隊が表彰されることはあっても、責任をとらされるということはありません。事実そのような前例もなかった。「もし、この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中樞の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避」などという文言は、権力の本質について甘い認識しかできない研究者の頭の中の産物にすぎない。⁽³⁾

小林は「では、事実はどうか」として、小泉の戦後の回想録『愚かな者の歩み』にもとづいて、「尾崎との関係を中心とした厳しい取り調べに対し、『尾崎が側にいるような気持ちになってきた』とあり、本人の錯乱の様子が書かれている」(『真相』209-210頁)と指摘した上で、小泉手記は、「取り調べの中で錯乱した小泉が自ら語ったものとも思えるが、『在満日系共産主義運動』にも、二名がソ連共産党員と接触している記述(なぜか名前は書かれてい

ない)もあり、この工作のすべてが『虚像』であったのか、一部が事実であったのか、戦後、企業人としての人生を送った小泉が語る『戦前』のすべてが事実なのか、真相は闇の中である」とするのである(210頁)。ここで小林が「真相は闇の中である」といい、関東軍指令部爆破計画を否定していないことを再度確認しておこう。小林は「……真相は闇の中である」につづけて次のような一節を書き、「今もって定かではない」と結論している。

しかし、取り調べを担当した高橋曹長⁽⁴⁾という下士官憲兵のもとで書かれた小泉の手記は、上層部に、さまざまな意味の「衝撃」を与えてしまったことは事実であろうし、その供述が上層部で、その後どう処理されたかは不明である。小泉の回想録によると、検察庁においては、吉岡という検事から逆に「尾崎事件には君は関係ない」と言われ、自らは、『私と尾崎との関係の供述は、逮捕されてから少しずつ思い出したもので、憲兵が嘘を言う筈はないと思って一生懸命考えていると、ボーツと情景が思い浮かび、それをそのまま記したと述べた。しかし、こんな重大な事を逮捕されてから思い出したのは、不思議であるが、供述書は頭にこびりついた儘だと述べた』と語っている。しかし、供述が真実か否かは、今もって定かではない(210頁)。

上記の小泉『回想録』からの引用された部分に誤りは、確かにない。しかし、小林は、吉岡検事が「尾崎事件の主任検事であったと自

已紹介した上」と書いている部分に注視しなかつたようである。あるいは、この検事が尾崎事件の宮城与徳の主任検事の吉岡述直であることに気づかなかつたのかもしれない。そして、回想録の引用した前記「……供述書は頭にこびりついた儘だと述べた」のあとにつづ

く一行——「吉岡検察官はだまって聞き乍ら、最後はかなり誘導訊問がひどかつたようだと一言」（『愚かな者の歩み』66頁）を引用してはいない。この一行を引用すると、尾崎事件の主任検事吉岡が、小泉の尾崎との関係、コミンテルンとの関係、関東軍司令部爆破計画な

- (3) 同様のことは、福井紳一の「『満洲』に於ける合作社事件——佐藤大四郎の思想・行動と尾崎秀実」『植民地文化研究』第7号、2008年7月）についても指摘できる。福井は、1941年11月4日の合作社事件の検挙実行者の一人であり、佐藤大四郎も取り調べた工藤胖（当時新京憲兵隊本部特高課防諜班班長）の回想録『諜報憲兵』（図書出版社、1984年）に対し、「佐藤大四郎の行為をあえて捏造する政治的意図など全く見られない」と全面的な信頼を表明した上で、同書にもとづき、佐藤たちは「日本共産党の再建とコミンテルンとの連絡を目的に農事合作社の公的会合に名を借りて、私邸や料亭で十数回の会合や打ち合わせを行った」と述べ、小泉吉雄と同様に、佐藤大四郎も、尾崎やコミンテルンの指示の下で動いていたとしている。さらに福井は、工藤『諜報憲兵』が掲載する「佐藤自供の要旨」の中から、「佐藤大四郎が尾崎秀実の指示を受け調査資料を整理して渡していたこと、尾崎の指示で農事合作社に移ったこと」、「満鉄調査部が参謀本部に提出した『シベリヤに於ける農畜産物と食糧事情』という調査報告書は、軍の北進阻止を図る尾崎からの調査依頼と確信した佐藤大四郎により、『シベリヤに於ける農畜産物事情は過去現在将来とも最悪で、原住民の自給自足さえ困難』という過大な内容にして作成された事実」を紹介し、この報告により、東条陸相は食糧現地調達による作戦遂行はシベリアではできないと主張し、「御前会議の方針を南方進出へと転換させた」と佐藤が「供述した」というのである。しかしながら、「佐藤の自供の要旨」の信憑性は極めて疑わしい。なぜなら、佐藤が作成したとされる「調査報告書」の存在は確認されたものではないからである。

そして、この佐藤の「供述」について福井は、南進政策の決定が「かりそめにもソ連ならびにコミンテルンの謀略であるとすれば、まさに陸軍首脳部の沽券にかかわる一大事である。……上司は軍当局と相談の結果、この事件についてはこれ以上の追及は打ち切り、かつ一切取り調べ記録より抹殺するよう指示された」と、『諜報憲兵』から引用しているのだが、佐藤が尾崎・コミンテルンと関連をもっていたことを示す史料はない。また、佐藤の供述内容が明らかになると軍上層部が動揺するので供述内容は伏せられたとする点は、小泉吉雄の手記の分析と同様の指摘であるが、これも勝手な推測にすぎない。

そもそも、工藤が1984年になって書いた『諜報憲兵』は、どれほど信頼できるものだったのか。少なくとも、2008年に発見された合作社事件で検挙された平賀貞夫を含む6名（「中核体」）についての満洲国最高検察庁の史料によって、日本共産党再建やコミンテルンとの関係を容疑として関東憲兵隊が起こした合作社事件がまったくのフレーム・アップであることが明確になった現在、佐藤大四郎と尾崎・コミンテルンとの関係や偽報告書作成、南進論推進といったような工藤の回想録を無批判に使用した福井の叙述が誤りであることはもはや明らかである。福井自身も『論戦』（第7章）への収録に際しては、工藤の記述にもとづく元の論文の半分ちかくを占める紙幅を削除し、したがって、佐藤と尾崎・コミンテルンとの関係の記述も消え去っている。だが、これも、「この『論戦』に注目していただいている読者の方々への配慮」（『論戦』397頁）なのだろうか。旧論文を単行本に収録するさいには、変更することはありうる。しかし、大幅に削除するばあいには、事実誤認があったから削除するのか、そのほかの理由なのか、明記すべきであろう。

- (4) 後述する野々村一雄を取り調べたのも、この高橋曹長である。

どを供述した「手記」が、高橋曹長の誘導訊問によりなされたものと認定したことになる。そうになると、小林の立論は崩壊することになるので、引用しない、否、引用できないのである。この一行を無視しなければ、「真相は闇の中である」とか「今もって定かではない」という議論は出ようがないからである。だから、『愚かな者の歩み』のその後の記述、「昭和十九年九月大川検察官が起訴猶予、即時釈放を小泉に宣告した」との部分（70頁）も、小林は引用しない。つまり高橋曹長による小泉の供述が「その後どう処理されたかは不明」（小林）ではなかった⁽⁵⁾のである。

小林たちは「権力側の史料をそのまま鵜呑みしたセンセーショナルな記述」であるとされた前述の松村の批判に対し、小林・福井は『論戦』の中で、次のように答えた。「私たちが論じた当該箇所をもう一度確認すれば、小泉吉雄の供述とは、調査部員の渡辺雄二から、日ソ戦争勃発防止のための反戦運動を行なうことを打ち明けられた時に、関東軍司令部に爆弾を仕掛け、政府関係者との連絡役の任務を果たすと約束したというものである。／この小泉の荒唐無稽な供述を、もし関東憲兵隊が

自前で行なった捏造と見なすならば、そこに生じる不自然さを否めない。なぜならば、関東憲兵隊のフレーム・アップのシナリオのストーリーにしては、関東軍にも不利をもたらす結果となるからだ。私たちは、この供述は、取調べの中で混乱した小泉が、自発的に虚偽の供述を行った可能性は大きくとも、関東軍幹部の管理責任にも及ぶ恐れがあるので、関東憲兵隊が強いて被疑者たちに語らせた一連の『捏造』の類とは性格を異にするのではないかと考えた」（70-71頁）、と。

そう考えた理由は、何も語られていない。史料的根拠もなく、勝手に考えてもらっては困るのである。「この小泉の荒唐無稽な供述」との叙述は、突然『論戦』に登場するのだが、関東憲兵隊の調書は「荒唐無稽な作為」（石堂清倫）であるとは、私が『調査と研究』の中で小林・福井を批判して使った用語である。だが、小林らは『論戦』で松村批判をするさいに使いはじめたもので、それ以前には彼らは使っていない。荒唐無稽なもののみなら、「小泉手記」がいう関東軍司令部爆破計画も存在しないものということになるからである。『論戦』では突然「この小泉の荒唐無稽

(5) なお、小林の『軌跡』になると論調は、やや異なってくる。小林は、調査部事件についての結論部分で、次のようにいう。「おそらく憲兵隊は当初、小泉吉雄らの手記を手がかりにコミンテルンと尾崎と満鉄調査部そして企画院を関連づけて『事件化』しようとしたものと思われる。小泉吉雄は、尾崎と満鉄調査部と企画院のいずれの組織、人物とも関連した結節点にいたスタッフである。ところが、小泉が語るように憲兵隊はその物証を挙げられぬままにこの筋書を貫くことができず、途中で断念したのではないかと思われる。つまり憲兵隊は尾崎・ゾルゲ事件、満鉄調査部事件、企画院事件を一つながりの事件と見ていたと想定される。ところが、物証が挙げられないため、それぞれを別個の事件として扱うよう途中で方針転換をしたというのが、新資料と『在満日系共産主義運動』の筋書と主役の違いを生み出した理由だと考えられる」（307-308頁）。本文でも、証拠の金貨が憲兵隊が派遣して探したが発見されなかった、というところで終わっていて、小泉の供述の信憑性については明確な記述がないままである（288頁）。

な供述」が登場するが、「あり得る話」「真相は闇の中」を取り消さないで、論理的に支離滅裂になり、次のような奇妙な弁明をするのである。

小林・福井は、「『この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中樞の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避だからである。この供述は『捏造』とは考えにくく、関東憲兵隊にとっても、大きな衝撃となったことは間違いないだろう』（『真相』209頁）と書いたのである」につづいて、「それは、前述したように、関東憲兵隊が強いて被疑者たちに語らせた一連の『捏造』の類とは性格を異にするものであるという意味であり、『事実』であるという意味では全くない。『捏造』ではないことは『事実』であるということを必ずしも意味しない、ということは論理的に明確なことである」（『論戦』71頁）と述べるのである。

だが、この点は「論理的に明確なこと」なのであろうか。これは以下に示すように、小林・福井が論理的に破綻していることを示しているだけである。

渡部富哉は、2011年11月5日のゾルゲ・尾崎墓参会で「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか」と題する講演を行い、その後、「小林・福井氏は『真相』で、『関東軍司令部の爆破計画はあり得る』『この供述は「捏造」とは考えにくい、憲兵隊にとっても大きな衝撃となったことは間違いない』、などと書かなかったと言うのか？ この点につき、小林・福井氏にはっきり回答して貰いたい」と

して、講演原稿を整理した上で小林と福井に送付した。

それに対し、「『事実』と言ったことはない」と以下のような回答がきた。⁽⁶⁾その回答は論理的に明快どころか、全くの誤りがある。

断定が不可能な故に判断を保留しているということは、「①事実であった」、「②事実ではなかった」、「③事実であった可能性もあるし、なかった可能性もあるし判断できない」、という3点の判断のうち、当時の私たちの言説においては、③を選択したことを意味します。

そのため、「取り調べの中で錯乱した小泉が自ら語ったものと思える」（『真相』210ページ）と明記するとともに「尾崎がソ連、中国、日本の反戦勢力の結集を図る動きをすることは十分可能性があり得る」（『真相』256ページ）と、両論併記の意味を含めて述べております。すなわち③のように、双方の可能性を担保し、その上で「定かではない」「真相は闇の中」との結論を明記し、判断ができないと言う現状を率直に表明するにいたりました。

渡部の追及に追い詰められた小林らは、「事実」に関する判断を3つに分類し、「③事実であった可能性もあるし、なかった可能性もあるし判断できない」を選んだのであって、「①事実であった」と言っていない、と開き直ったのである。だが、この3つの分類自体が「論

(6) 渡部前掲「『尾崎秀実の関東軍司令部爆破計画』は実在したか」15頁。

理的」には成り立たない。というのは、三択の論理を整理するなら、

①事実であった ②事実でなかった ③事実であったか事実でなかったか判断できない、とするか、

①事実であった可能性がある ②事実でなかった可能性がある ③事実であった可能性があるか、事実でなかった可能性があるか判断できない

のいずれかでなければならない。だが、後者はいうまでもなく三択の論理として成立しない。小林・福井のように、「あり得る話である」=事実であった可能性がある、といいながら、「真相は闇の中」=事実であったかなかったか判断できない、とを同時に主張することは、論理的にできないのである。だから、小林・福井の渡部宛書簡が述べる「両論併記」をすることも論理的にできない。小林・福井のいう「論理的に明らかなこと」など「詭弁」(渡部)にすぎないことは、もはや誰の目にも明らかであろう。

当然、小林・福井は私の「小泉の供述に一片の真実性があったならば、なぜ小泉は検察庁によって起訴猶予処分とされたのであろうか。小泉とともに関東軍司令部爆破を計画したとされるメンバーも起訴猶予となったり、執行猶予付きの判決を受けている。この事実を、小林たちの著作は説明できない」との批判に対しては応えることができない。私は前述したように、『調査と研究』(484-485頁)に、満鉄調査部事件(第1次、中間、第2次)の逮

捕者44名全員の、「関東憲兵隊の事件処理」「新京高等検察庁の処分」「新京高等法院の判決(1945年5月1日)」の一覧表を掲げておいた。小泉吉雄は、関東憲兵隊により1943年9月28日に治安維持法第5条第1項により送検されたが、新京高等検察庁は44年9月に起訴猶予とした。小林らは小泉が起訴猶予になったことには触れずにスキップし、松村の引用のしかたに話を移してしまう。それは、松村は引用文から意図的なカットをして、読者を誤読に導いたとするものである。

それにもかかわらず、松村高夫氏は、ある意図を持って、「この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中樞の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避であるからである」という、小林・福井の文章における重要な部分をわざとカットして引用し、読者の目を覆った。そして、小林・福井が「関東軍司令部爆破計画」について、あたかも「事実」であると主張しているかのように、『満鉄調査部事件の真相』を未読の人々に誤解させることを図った(『論戦』71頁)、

というのである。この省略部分は、私が「……」(省略)を入れるべきであった箇所であり、技術的ミスであり、もちろん「わざとカットして」「未読の人々に誤解させることを図った」のではない。そして、「これは、小林・福井の著作・研究に対する曲解か、意図的な誤読であり、それにより作られた虚構である。松村高夫氏は、小林・福井の著作を読んでいない人々に与えるこの虚構の効果をどのように計算したのだ

ろうか」(同前72頁)とさえ書いている。私が省略した部分は、彼らにとって「重要な部分」とのことであるが、それは権力による調査の本質の無理解、満州の関東憲兵隊・警察と裁判の制度と本質の無理解を示していることは、前述したところである。

さらに松村が、小林・福井は「関東軍爆破計画の存在を否定しない」というのは決め付けであり、その決め付けを「関東憲兵隊のフレーム・アップを否定した」と拡大させているというが、彼らはここでは、「あり得る話」ではなく、「真相は闇の中」の方を使っている。後者の論点を補強するために『論戦』では、『真相』刊行後に『情況』誌上で行われた座談会で、「小泉供述書」に関する米谷匡史の質問に対する小林のコメントを長々と追加している(73-74頁)。すなわち、

小林は、「わかりませんというのが正直なところですよ(笑)。」と述べた後、小泉が『愚かな者の歩み』という回想録をだしたことを述べ、その中で関東憲兵隊の取調べの中で、尾崎から金貨をもらったと供述し、憲兵が自宅にいつ探したことを述べたあと、「要するにはっきりしていることは関東憲兵隊は必死になってその物証を探したけど、ついにそれは出てこなかったと。しかし、彼〔小泉〕はそういうことをしゃべったかもしれないし、しゃべらなかったかもしれないと朦朧としていま思い出せない、そういう筋書きなんです。／だから私たちが分からないと書いたんですけども、……」とする。

小林・福井は、「わからない」「真相は闇の中」とした理由として、『真相』では記されて

いなかったことを、『真相』刊行後の『情況』誌上の座談会での発言からはじめて提示したのだが、これは全く理由にはならないものである。なぜなら、小泉は、『愚かな者の歩み』の中で、「しゃべったかもしれないし、しゃべらなかったかもしれないと朦朧としていま思い出せない」とは書いておらず、しゃべった、供述書にも書いたと明確に書いているからである。

小泉が回想録『愚かな者の歩み』で書いた取調べの様子は、以下のようなことである。1942年9月21日朝、自宅に4人の私服憲兵がきて「憲兵隊に出頭してくれ」といわれ、新京駅に運ばれ、吉林駅に憲兵隊の車が迎えに来ていて、ただちに留置場に放り込まれたが、「さっぱり取調べはない」。3カ月ぐらい経たところで、新京に行くことになり、憲兵隊本部の地下の新京留置場に入れられた。「私〔小泉吉雄〕に対する取調べは尾崎秀実との関係が中心である。既述のように、私は満鉄東京調査部新設については、山本駿平君と二人で主役を演じたので、同室に新しく囑託として入ってきた尾崎秀実とも当然仲良くなった。／調査上のことで、同人の意見もよく聞いた。然し、同氏は調査マンというより、幅の広い情報屋という感じであった。個人的には人当たりもよく、昼食を共にしたり、夜一緒に酒を御馳走になったりした」。取調官は高橋曹長であった。

取調は毎日夜に行われる。取調室は三畳位で、机が一つあるだけの殺風景なものである。私は尾崎が逮捕されたことは知っていたが、理由はよく知らなかった。

高橋曹長は先ず、私がソ連コミンテルンの一員だと言う。また、今回の満鉄事件の関係者の中にも外遊中に入党したものがあると言う。彼は、時に声を大にし、また机を叩いて自白せよと迫る。私には、そんな事実はないから否認する。彼は、証人として東京から尾崎が連れて来てあると言う。

毎晩、こんなことが続くうちに、高橋曹長は嘘をつく人ではない、寧ろ、私は東京では毎晩遅くまで酒を飲んで遊んでいたの、忘れて了ったのではないかと考え始めた。

それから一週間も経た頃、取調べ後、房に帰って室内をぐるぐる歩き廻っていると、右股のあたりが温くなって、尾崎が側に居るような気持になってきた。そして、尾崎から入党の証として、ソ連金貨（裏面に万国の労働者団結せよと書いてある）を貰ったこと、これを或る日、東京板橋の借家の庭に埋めたことが思い浮んできた。埋める時には焼いて埋めたことも思い浮んだ。

この金貨は、家内の父にも見せ、又埋める時には家内が側にいたような気になった。早速この事を高橋曹長に話をした。

釈放後、知ったことだが、この金貨のことに付て家内も憲兵隊に呼ばれ、何回も訊問され、又東京の憲兵隊からは、家内の父に問い合せがあった由である。家内も窮して、私の先輩で満州国の警務庁長や、省次長の経験ある岸谷隆一郎氏に相談したところ、知らぬことは知らぬで明快に主張せよとのことであった由。

義父と家内には、大変迷惑をかけた訳だ

が、私の供述は高橋曹長の要請で文書にしたし、私としては絶対に間違いないと妄信した。追求は、更らに毎夜半続く。高橋曹長は未だ他に隠していることがあると言う。いくら、どなられても思い出せぬ（『愚かな者の歩み』58-60頁）。

小林・福井はこのような高橋曹長の取調べにより書いた小泉の手記をも「被疑者の思想や心情を反映して」といふとみなし、関東軍司令部爆破計画があったということも否定せず、「あり得る話」だとしたのである。

小林・福井は『論戦』（56頁）の中で、確認しておかなくてはならないこととして4点挙げている。「①私たちは関東憲兵隊のフレーム・アップを否定したことはない」というが、満鉄調査部事件がフレーム・アップだという松村の論文を二項対立的理解として攻撃したのではないか（詳しくは後述）。「②大量の逮捕者の『手記』の出現に幻惑・拘泥したことはない」というが、「小泉手記」についてみるように、幻惑され拘泥しているのではないか。そして「③憲兵隊に誘導された供述とそれに抵抗した部分などを慎重に検討し、その厳密な振るい分けを実施したのであって、単純に手記に依拠したわけではない」というが、誘導された部分と抵抗した部分を厳密に振るい分けることなど不可能なことは自明ではないのか。それを振るい分けたということ自体が、幻想そのものである。「④合作社や満鉄調査部内に松村氏が考えるような『革命運動』や『共産主義運動』が展開されていたなどと分析したことなどない」というが、小泉などの満鉄調査

部員が、尾崎・ゾルゲ、コミンテルンと関連をもったということを『真相』の売りにしていたのではないか。「小泉吉雄は尾崎と満鉄調査部と企画院のいずれの組織、人物とも関連した結節点にいたスタッフである」（『軌跡』307頁）と述べなかったとでもいうのか。「当時、そういう事件（満鉄調査部事件）はこれだけではありません。「企画院事件」「尾崎—ゾルゲ事件」、こうした一連の事件は満鉄調査部事件を結節点に動いていました。」（小林英夫『満洲——その今日的意味』柘植書房新社、2008年、34頁）と言ったことはなかったのか。小泉吉雄が「結節点にいたスタッフ」という主張には史料的裏づけが全くなく、小林・福井の推測にすぎないことは前述したところである。肝腎なところにくると、史料からはいえない、抽象的な叙述ですますところに小林・福井の論考の特徴があり、その意味では史料にもとづき分析した結果を叙述する歴史学の論考ではない、といわざるを得ない。

(2) 撫順戦犯管理所の史料——「戦犯供述書」の信憑性をめぐって

小林・福井は、撫順戦犯管理所の日本人戦犯の手記や「坦白」を使用した松村に対し、「史料批判の論点がみえない」として、次のようにいう。

関東憲兵隊に検挙され獄中で取調べを受ける「容疑者」も、中国の戦犯管理所に身柄を拘束されている「戦犯」も、その「供述」には誘導や自己保身の要素が程度の差こそあれ同様に入るはずである。

中国でも、多くの日本軍関係者がB・C級戦犯として処刑など厳罰を科せられたので、拘束された者たちの緊迫は想定しうる。それにもかかわらず、松村高夫氏は、関東憲兵隊に検挙された者たちの「手記」はフレーム・アップと断じるのに、どうして、日本の敗戦後に、中国に戦犯として拘束されている日本軍憲兵らの「手記」を分析する際に、同様の資料批判の視点を見出し得ないのか。その行為には、歴史的実証以外の、何か「価値観」が介在するのか、疑問を感じざるを得ない（『論戦』53頁）。

撫順戦犯管理所での戦犯の扱いは、周知のごとく、周恩来の指示（そこに当時の中国政府の立場からの政治的要請があったにせよ）により、きわめて「寛大」かつ人道的になされた。時間をかけて日本人戦犯に内省的に自己批判させ、その「認罪」（加害認識）の結果が供述書・「坦白」であった。新井利男は「中国の戦犯政策とは何だったのか」の中で、それは「中国政府の日中十五年戦争及び国内戦争における戦争犯罪者の処理政策のことである。特徴として、連合国各国が行った『勝者の裁き』にみられる報復的『断罪』とは異なり、『改造』という中国独自の政策にもとづいて行いました。そして裁判はその一環に過ぎなかった。『改造』とは、罪を犯した者を人道的に取扱い、教育によって新しい人間に甦生させるということである」と書いている⁽⁷⁾。

私は金源2代目所長から直接聞いたり、帰国後中国帰還者連絡会（中帰連）をつくり日中友好運動に献身してきた人たちが何人かから聞

いたりした中でも、戦犯管理所で脅迫・誘導があったという事実はない。帰国後、「認罪」を否定した古海忠之や後退させた飯守重任（東京地裁判事に復職）のような例外はいたけれども、撫順（969人）・太原（140人）戦犯管理所の大多数は、脅迫・誘導なしに「認罪」にいたったことを証言している。戦争捕虜の扱いの歴史において、前例のないこの「撫順の奇跡」（溥儀）に関しては、近年の著書に限っても、中国帰還者連絡協議会編『帰ってきた戦犯たちの後半生——中国帰還者連絡会の40年』（新風書房、1996年）、藤原彰・新井利男編『侵略の証言』（岩波書店、1999年）、中国帰還者連絡協議会他編『侵略 中国における日本戦犯の告白』（新読書社、2002年）、岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち——「認罪」の記録を読む』（岩波書店、2010年）など大量の証言・記録・本がある。それらを見れば、撫順・太原における戦犯の供述書と、関東憲兵隊の取調べのもとで作られた供述書、「手記」とは、供述がなされた環境が全く異なることは明らかである。右翼的論者が戦犯管理所の手記は「洗脳」された結果だとしているが、彼らと誘導や自己保身が作用したとする小林らのあいだに差異をみいだすことは難しい。小林・福井の主張は、中帰連（2002年に解散し、それ以降は「撫順の奇跡を受け継ぐ会」が引き継いでいるので、正確には、旧中帰連）のひとつとへの侮辱以外の何ものでもない。小林らが関東憲兵隊の下で作成され

た供述書と撫順戦犯管理所のそれとを質的に峻別する松村の「行為には、歴史の実証以外の、何か「価値観」が介入するのか、疑問を感じ」というような曖昧模糊とした表現で私を中傷する前に、撫順戦犯管理所での供述書が書かれるに至るまでの事実経緯と供述書の内容を、それぞれ実証的に検証すべきである。私は実証研究が根源的には価値観なしにはなしえないという歴史認識論をもっているが、ここで彼らのいう「価値観」とは、通俗的な意味での偏向した判断基準といったようなことを指しているようだからである。⁽⁸⁾

三、分析をめぐる諸問題

1 社会史・労働史の無理解

小林の社会史・労働史の捉え方には、無理解が露呈している。1960年代後半に浅田喬二、原朗、小林英夫、と松村の4人で満州史研究会をつくり、その共同研究の成果は、1972年に満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』（御茶の水書房）として刊行された。その出版を記念する4人の会が、私のイギリス・ウォーリック大学社会史研究所への留学の送別会にもなったのだが、小林はその席上での会話を、『アジア太平洋討究』での連載批判論文の第1回目冒頭で次のように書いた（この部分は、何か『論戦』収録の際には削除されている）。

松村氏はそのとき、これからは社会史だ

(7) 新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言——新井利男の遺した仕事』梨の木舎、2003年、21頁。

と熱っぽくその重要性を語り、小林はそれを否定はしなかったが、運動主体だけでなく、それを取り囲む政治・経済・文化の全体像の連係把握と、そのなかでの個々に運動もしくは事件の位置づけの必要性を強調した。松村氏は英国へと旅立ち、確か数年そこで研究していたと思う。他方小林は日本にとどまり、全体像の連係把握という途方もない研究に「旅立った」。そして今も「旅」を続けている。「何でも屋」という悪評もあえて無視して。そこには、西欧学問をすばやく日本に紹介し主流となす、明治以来の日本の社会科学の手法への批判が、なかったわけではない。30年経ったいま、その議論の延長線上の問題を、満鉄調査部事件研究論争をもって再び松村氏と干戈を交えることができることを小林は無上の光栄に思う(244頁)。

30余年前の送別会の席で、松村は運動主体を扱う社会史の重要性を語り、小林は主体を取り囲む政治・経済・文化の全体像の連係把

握とその中に運動・事件を位置づける重要性を指摘したことになっている。そして、小林は『論戦』の中で、「その議論の延長線上の問題として」松村は、依然として運動主体だけを扱っており、事件の背景にある総力戦体制の構築、関与、変質をみていないとして、次のようにいう。「合作社事件・満鉄調査部事件の重要な背景には、総力戦体制の構築と、それへの関与、及び、総力戦体制の変質がある。松村高夫氏の合作社事件・満鉄調査部事件観には、この視点が決定的に欠落している」(78頁)、「合作社事件・満鉄調査部事件の要因を、関東憲兵隊の『面子』『巧名心』と結論付けた松村高夫氏の『論理』からは、当然のことながら、合作社事件・満鉄調査部事件を生み出す情勢の変化に対する歴史的考察が読み取れない」(80頁)。

まず、小林には社会史・労働史に関する無理解がある。小林は、社会史が政治、経済、文化などの「総合の学」(ヴィーコのいうインゲニウム)であること、および「下からの歴史」(E.P. トムスン)(コモン・ピープルの視角からの歴史)

- (8) 撫順・太原戦犯管理所における戦犯教育とその結果としての「認罪」については、張宏波・石田隆至「加害の語りと日中戦後和解——被害者が受け入れる反省とは何か」『PRIME』30号、2009年10月、石田隆至「寛大さへの応答から戦争責任へ——ある元兵士の「終りなき認罪」をめぐって」『PRIME』31号、2010年3月、同「中国の戦犯処遇方針にみる『寛大さ』と『厳格さ』——初期の戦犯教育を中心に」『PRIME』32号、2010年10月を参照のこと。「NPO 中帰連平和記念館」(埼玉県川越市笠幡1948-6)には撫順・太原戦犯管理所での経験を記した多数の書籍、資料が書架に並んでいるし、「戦犯」が記した「手記」の原本も多数保存されている。高齢の旧中帰連メンバーによる最近刊行された本だけでも、次のようなものがある。稲葉績『終りなき闘い——山西省に残留させられた兵士たち』(「撫順の奇跡を受け継ぐ会」埼玉支部、2012年5月)、中村賢一『激動の昭和を生きて 私の自分史』(同会、千葉支部、2012年4月)、鹿田正夫『自分史 私と戦争と——大正・昭和・平成を生きて』(同会、山陰中帰連、2011年3月)、絵鳩毅『撫順戦犯管理所の6年——監獄が自己改造の学校だった』(同支部、2010年3月)、同『シベリア抑留の5年——強制労働、慢性飢餓、極寒、人間不信の世界』(同支部、2010年11月)、同『皇軍兵士の4年——カント学徒戦犯に墜つ』(同会、神奈川支部、2011年9月)。

であることの2点を特徴とすることを理解していない。また、労働史 Labour History がそれまでの労働組合史 Trade Union History と異なるのは、(組織された労働者に限らない) コモン・ピープルの労働と生活を政治、経済、文化といった要因との関連で解明し、彼らの(広義の)運動を国家権力などの権力との関連で解明することにあることを理解していない。⁽⁹⁾ 小林のいう「政治・経済・文化の全体像の連係把握」は、まさに社会史の方法である。したがって、小林のいう「……事件を生み出す情勢の変化に対する歴史的考察」が必要なことに私も異論はない。ただ、私は、小林のように「合理性」から「不合理性」というような抽象的レベルで情勢変化を理解すると、それは「歴史的考察」ではなく、そこからは紋切り型の結論しか出てこない、と主張しているのである。

2 総力戦下の「合理性」、生産力説および歴史連続説

小林は総力戦体制のもとでは、生産上昇に貢献する「合理的知性」が必要不可欠となり、「上からの社会変革」の要素が存在し、企画院の革新官僚だけでなく、尾崎秀実は「東亜協同体論」を論じ、小泉吉雄は企画院において、秋永月三のもとで、近衛内閣の「基本国策要綱」の起草に参画し国策の中核まで入り込んだとする(『論戦』82頁)。だが、アジア太平

洋戦争期になると、東条内閣の下で、「神国日本」が強調され、それまでは軍が維持してきた「合理性」も否定されるようになり、その移行の時点で、合作社事件・満鉄調査部事件が起こされたとする(81-82頁)。小林のいう「……事件を生み出す情勢の変化に対する歴史的考察」とは、所詮このような抽象的レベルのことなのである。

そもそも総力戦体制下では「合理性」が要請されるという小林の主張は、大河内一男の『戦時社会政策論』(1940年)や山之内靖の『総力戦と現代化』(1995年)に通底するものである。大河内は『戦時社会政策論』の中で「戦争は経済体制の戦時体制への編成替へを通じて社会政策を強度に押し進める」と把え、「労働力の配分と並んで労働力の積極的供出が課題となる。例へば、軍事産業のための労働力の積極的養成或は補導、婦人・老年・外国人・捕虜等の労働力を応急的に供出せしめること」を提唱した。そして大河内『社会政策の基本問題』(1943年)になると、「合理的なものが貫徹する……それは筆者が感激を以て戦争から学んだ尊い教訓であった。……むしろ社会政策の理論は、戦争によって……近代戦が総力戦であり、また長期戦であるとすれば……その理論としての強靱さが検討されるのである」とまでいう。このように大河内は、総力戦が労働の領域にも合理性をもたらすとして、外国人、捕虜の供出まで含めた戦時社会政策

(9) 松村高夫「イギリスにおける社会史研究とマルクス主義史学」『歴史学研究』532, 1984年9月; Joan Allen, Alan Campbell, John McIlroy eds., *Histories of Labour: National and International Perspectives*, Merlin Press, 2010 (イギリス労働史学会50周年論文集)を参照されたい。

論を展開したのである。そこには日本の植民地支配に対するいささかの疑念もなければ批判もなく、植民地支配を前提とする議論であることを指摘しておこう。それは、東条内閣の成立以降、合理性は損なわれたとする小林の議論よりもより徹底したものであるが、戦時経済が合理性をもたらすとする点では共通している。双方とも生産力のみで生産関係を見ない、つまり歴史的規定性の欠落した分析方法であり、それが戦前、戦中、戦後のいずれの時期にも「有効な」連続説になることは不可避的である。戦後も、大河内社会政策論は生産力説との批判をうけながらも社会政策学会で存続しえたのは、歴史的規定性のない議論だったからである。小林のばあいにも、同様に、満州国の経済建設と日本の戦後の経済成長に連続性をみることになる⁽¹⁰⁾。では、小林の生産力説が連続説に帰結するというのは、いかなる意味であろうか。

小林は、満鉄の経済調査会（とくに宮崎正義の活動を重視）を関東軍の「経済統制本部」としての役割を演じたものとして評価する（『満州と自民党』新潮新書、2005年、37-38頁）。そ

して経済調査会の立案計画により満州国の統制経済建設が官僚主導でなされ、それが戦後日本の経済成長を可能にした、という連続説を主張する。小林は『満洲——その今日的意味』（柘植書房新社、2008年）の中で、次のようにまとめている。満鉄調査部は、

満洲事変直後には、部員の宮崎正義らが中心となり関東軍と一体になった「満洲産業開発五ヵ年計画」を立案します。この計画を実現するために、先の満鉄改組がなされ満洲重工業開発株式会社が設立されるわけです。この計画は、岸信介（元首相）、椎名悦三郎（後藤新平の甥）らの手で満洲と日本をつなぐ戦時工業化政策へと発展します。さらには、彼らに商工官僚であった植村甲午郎（元日本経団連会長）を加えて、戦後高度成長政策へと引き継がれています。その意味では、これまで「日本株式会社」と呼ばれていた日本の経営システムの原型は満鉄調査部が考え出し、満洲政府の中で実践され、それが「一九四〇年体制」の起源となり、さらに戦後へとつながって行きまし

(10) このような大河内理論は、山之内靖により高く評価され、復権が試みられた。『総力戦と現代化』の中で、山之内は主としてT. パーソンズに依拠して、「我々は、現代史をファシズムとニューディールの対決として描きだすよりも以前に、総力戦体制による社会の編成替えという視点に立って吟味しなければならぬ」と述べ、「総力戦体制は、社会的紛争や社会的排除（＝近代身分制）の諸モーメントを除去し、社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化するものであった」と捉える（山之内靖他編『総力戦と現代化』柏書房、1995年、10、12頁）。その基礎には、総動員体制により「階級社会からシステム社会への移行」がなされたとする山之内独特の理解があるが、私はその視角に首肯できない。というのは、パーソンズの理論は、近代化が進むと、暴動、騒擾、抵抗、運動などは漸次沈静化し、合理性が実現し平和の状態に収斂してくるという均衡論であるが、20世紀から今までパーソンズの均衡論が現実から乖離したことは歴史的にも明らかであり、中国人を捕虜まで含めて満州の産業に連行・配置した労働史を辿れば、社会的身分差別の撤廃、「強制的均質化」などいささかも行われず、事態は逆方向に向かったからである。

た。野口悠紀雄さんの言う「一九四〇年体制」は、その前半の部分を全部はしょって日本のことしか見ていません。それをもっと満洲につなげてみないと本当のことは言えないのではないか。それが私の主張です(35-36頁)。

このように小林は、典型的な連続論者・野口悠紀雄の「一九四〇年体制」論は、満洲につなげて初めて完成するとしており、戦後日本の官僚主導の経済統制政策・日本型株式会社の源流は満洲の統制経済にある、と主張するのである⁽¹¹⁾。人脈でいえば、経済調査会の委員長十河信二(当時、満鉄理事)、「産業開発五ヵ年計画」の実施を推進した岸信介、星野直樹、椎名悦三郎たちが、連続させた橋渡しの人物だったとする。生産関係を排除している生産力説と人脈で歴史を理解する方法を結合した結論がこれである。

「一九四〇年体制」論を満洲を含めて捉えるという小林の主張では、「侵略」は言葉のみで、植民地支配が前提とされており、その前提のもとで満洲経済の生産力・技術だけが問題にされており、雇用者と中国人労働者といった生産関係が除外され、その結果、戦後の日本経済との連続性が主張されることになる。これは大河内説とおなじく小林の生産力説が行きつく先なのである。

3 「二項対立」という批判と「多様性」の主張

小林・福井は、松村がフレーム・アップの存否、権力対民衆、帝国主義本国と植民地等々、全て「二項対立的発想」にもとづいて歴史を裁断していると批判し、必要なのは「多面的な分析視角」であり、「運動実態の多様性」を明らかにすることだ、という。小林らは「『フレーム・アップ論』の二項対立性」という項を立て、松村が「ひたすら実証しようとしていることは何か、結局は、合作社事件と満鉄調査部事件はフレーム・アップで『あったか』『なかったか』ということのみに過ぎないのである。そして、この二項対立的発想では、統治権力の側も巻き込み、複雑な対立や確執をはらみつつ展開していく状況はとらえきれない。また、満洲農村での豊富な社会実践や、激動する歴史的現在と格闘しつつ紡ぎ出される言説を基盤に形成される思想を背景とした、合作社事件・満鉄調査部事件の究明を、単純な倫理的とも見える裁断に帰結させてしまうのである」(『論戦』54頁)と述べる。そして、次のようにも述べる。

松村氏は、一言でいえば、関東憲兵隊は、「面子」を失ったので、ありもしない合作社事件や満鉄調査部事件をでっち上げた、という結論を導いた。……

松村高夫氏が、このような結論しか導き出せなかった研究上の瑕疵とは何であった

(11) 「一九四〇年体制」論、「戦時源流」論への批判は、原朗「戦後50年と日本経済」(『年報・日本現代史』創刊号、1995年)、橋本寿朗『日本企業システムの戦後史』(東京大学出版会、1996年)、原朗・山崎志郎編著『戦時日本の経済再編成』(日本経済評論社、2010年)によってなされている。

か。それは、松村氏が、合作社事件や満鉄調査部事件をフレーム・アップだと断定することのみに傾注し、合作社事件や満鉄調査部事件の前提となる、満洲国の統治権力の内部にすら存在する矛盾や確執が、複雑に交錯しつつ現出する、十五年戦争期の満洲の様相の分析を回避したこと、及び、「弾圧する権力と弾圧される民衆」という二項対立〈ママ〉立的な「図式」の中で、最も主要な論点を、あたかも「向こう側」の問題であるかのように捨象したことにあるのである（『論戦』83-84頁）。

小林らにとって「フレーム・アップは、この満洲国での弾圧事件を考える場合の前提であって、フレーム・アップが『あったか』『なかったか』を論じることは本質ではないと考えた。まして、『フレーム・アップ』だと結論づけることで考察を停止し、合作社運動や満鉄調査部員たちの行動の分析を怠ることは本末転倒である」（74-75頁）ともいう。「弾圧の対象とされた『運動』は『あったか』『なかったか』、の二項対立的発想で裁断している」（55頁）との批判は、『論戦』全体にわたって繰り返される。

私は満鉄調査部事件の分析では、フレーム・アップであったか否かは本質的な問題であると考え、もちろんそこで思考停止になるのではなく、権力側がどのようにフレーム・アップをしていくのか、その過程を明らかにすべく合作社事件から調査部事件へとどのように権力が捏造していったのかを即事的具体的に追究した。「向こう側の問題として捨象」した

のではなく、そのことを通して初めて、権力の構造と機能、例えば関東憲兵隊の構造と機能が具体的に照射されるのである。小林たちのように、権力を「合理性」云々というような抽象的レベルで「分析」するのでは不毛な結果しかもたらさないのである。

小林・福井は「二項対立」を単純な発想という意味で松村に対する批判の中で乱発する。だが、彼らは歴史認識論の中で「二項対立」がもつ意味については考えたこともないようである。フレーム・アップの存否、運動の存否、「潜在的敵」と「現実的敵」（65頁）、権力と民衆、帝国主義本国と植民地、これらは小林らにとっては松村の「二項対立的発想」によるものとみなされる。小林らは、必要なのは「多面的な分析視角」であり、「運動実態の多様性」を明らかにすることだ、という。

「多面的な分析視角」といい、「運動実態の多様性」といい、「統治権力内部の矛盾と確執」といい、全くもっともらしく響くが、小林・福井が具体的に史料にもとづいてそれをやっているわけではない。「二項対立」の中には対立的矛盾を示すものもあり、本質的な対立的矛盾の解明なくして多様性が捉えられるはずもない。運動実態の多様性も、権力と民衆の対立的矛盾を解明して初めて捉えられるのであって、多様性だけ捉えようとすれば、それは渾然とした現象を羅列的に記述することで終ってしまう。分析視角も統一されず、相互討論もなしに刊行される論文集の編者が、「解説」で苦し紛れに執筆者たちの多様性を尊重した、と書く類のことである。支配・被支配という対立的関係もフラットな関係に置き換え

られることになり、多様性は単なる渾然とした表面的な現象の並置にすぎなくなってしまうのである。歴史もある時期の本質的対立的関係をもってその時期を特徴づけてはじめて「不連続説」が成り立つのであって、どの時期にも現れる、生産力・技術水準、人口、賃金、生計費等々のような現象を記述するだけでは、「連続説」になることは不可避的である。帝国と植民地の関係もフラットに捉えれば「連続説」になり、事実上の植民地支配免罪論との差異は判別しがたくなる。⁽¹²⁾

いくら小林・福井が、「私たちが、日本帝国主義の中国侵略を糾弾する立場にあることは、いうまでもないことである」(108頁)といっても、生産力の戦後への継承とその担い手の連続性にのみ注目する小林は、戦時の満州経済と戦後の日本経済の連続性を主張することで、暴力的に実施された満州の強権的支配を事実上免罪することになる。小林らが、「『侵略』『抵抗』の二項対立的発想から歴史を裁断する立場に立つこともない」と主張する所以である。

4 合作社に関する史実の誤謬？

松村は『調査と研究』の中で、合作社について概略次のように書いた。北満型農事合作社の創設と発展には、橘樸のナロードニキの「農民民主主義」の影響を受けた、佐藤大四郎と大塚讓三郎が重要な役割を果たした。佐藤は1935年に大塚を知り、36年半ばから滨江

省綏化県に農村協同組合を創設する準備をしていたが、その創設を實踐するため37年11月『満洲評論』を辞め、大連を離れて綏化県に行った。彼らの設立した協同組合は、1年間で滨江省農事合作社連合会に発展的に解消し、佐藤は同連合会理事として以後2年間に、岩間義人、深谷進、進藤甚四郎、小松七郎、津久井信也などの左翼を採用した。この北満型農事合作社運動が「滨江コース」と呼ばれたのは、合作社が中・貧農中心の農民運動を展開したからである。そして『論戦』で批判されることになる次の文章がつづいている。「いずれにせよ、中・貧農の運動である北満型合作社運動が拡大していき、満洲国による上からの合作社運動＝興農合作社と抵触するに至ると、1940年夏、興農合作社中央会の人事権が発動され、農事合作社は雲散霧消した。注目すべき点は、41年11月に合作社事件が起こったときには、合作社運動の実体はすでに存在しなかったという点である。41年春にはすでに『滨江コース』の実体は消失していたのであり、合作社事件の目的はほかにあったといわざるをえない」(『調査と研究』442-443頁)。

以上の合作社運動について、私は田中武夫『橘樸と佐藤大四郎——合作社事件・佐藤大四郎の生涯』(龍溪書舎、1975年)と「佐藤大四郎に対する治安維持法違反被告事件判決」(『思想月報』第102号、1943年5月)等に依拠して記述し、合作社事件の発端、経緯、結果については、新たに入手した史料として検挙「実

(12) 帝国・帝国主義と植民地との関係については、松村高夫「序章」松村高夫・解学詩・江田憲治編著『満鉄労働史の研究』(日本経済評論社、2002年)2-12頁を参照のこと。

行者」であった川戸武（新京憲兵隊本部思想対策班班員）の供述書（撫順戦犯管理所），および満州国最高検察庁の，情野義秀，進藤甚四郎，岩間義人，井上林，田中治の各人についての『治安維持法違反被告事件』，および，平賀貞夫に対する『治安維持法違反事件関係』に依拠してかなり詳しく記述した（『調査と研究』450-455頁）。この6名の満州国最高検察庁の史料は，間もなく2009年に不二出版から復刻され，荻野富士夫・江田憲治など合作社事件研究会のメンバーが「解説」を書いた。そして私は，満鉄調査部事件に連なるものとして，鈴木小兵衛が供述した，1942年6月の中国共産党諜報団事件と同年9月に始まる調査部事件までの間に書かれたと推定される，満鉄調査部員88名の5グループからなる「左翼分類」表も提示した。

松村の合作社および合作社事件の記述に対し，小林・福井は『論戦』の中で，次のように批判した。「松村高夫氏は，『浜江コース』の弾圧から，なぜ，合作社事件や満鉄調査部事件は，『事件』として作られていったのかという重要な問題の基底に存在する，『政策』としての合作社の側面について全く論及していない上に，研究史の整理も行っていない。これでは，とりあえず公金横領で検挙してみた，北安省興農合作社連合会の情野義秀の供述から一連の事件を捏造していったという，関東憲兵隊側の『事情』しか見えてこないであろう」（60頁）。私は権力側・関東憲兵隊側の史料・川戸供述書を重要なものと捉え，史料批判を行ったうえで参照し引用した。というのも，権力内部の状況を示した川戸供述書は，事

件の発端や経緯を示し，たとえば，確固たる証拠なしに逮捕に踏み切ろうとして途中で躊躇したことなどが，明瞭になってくるからである。小林たちは，憲兵隊側の「事情」しか見えてこない，と批判するが，労働史研究においていままでも権力構造を明らかにする必要性は抽象的に唱えられてはきたが，具体的にその逮捕，取調べ状況などの詳しい即事的分析は充分にはなされなかったのではないか。

また，小林・福井は，松村の上記合作社の記述には「時期の認識に誤りがあるため，立論の前提から混乱してしまっている」として，次のように批判した。「佐藤大四郎らが表明してきた農事合作社・金融合作社の合体に対する反対意見が退けられ，満洲国政府により，興農合作社法が公布されたのは1940年2月，そして，金融合作社と農事合作社が解散し，新たに興農合作社として『政策』を担うことになったのは，1940年3月のこと。松村高夫氏の言う『1940年夏』ではない。また，興農合作社中央会発足式が開催され，その後，全満洲一斉に各県興農合作社発足式が敢行されたのは，同年4月になる。ちなみに，浜江省農事合作社の最後の総会は，1940年4月12日である。松村高夫氏の言うように，『1940年夏』に『農事合作社は雲散霧消した』事実など無い。その時期には，すでに農事合作社は存在していないのである。ここが第一の松村高夫氏の実事誤認である」（『論戦』61-62頁）。

さらに，松村の第2の誤りは，「1940年夏」に「興農合作社中央会の人事権が発動」されたとも述べている点であるという。「佐藤大四郎が，新京の興農合作社中央会の資料部門に

配転され、浜江省の現場を引き離されたのは、1940年11月のことであり、松村高夫氏の言うように『1940年夏』ではない(62頁)、と。

1940年夏に農事合作社は雲散霧消した、と私がいうばあい、「浜江コース」と称された北満型の農事合作社運動のことである。ちなみに旧稿(2002年)では、この部分は「1940年夏、興農合作社中央会の人事権が発動され『浜江コースが蹴散らかされた』」と、前掲田中『橋樑と佐藤大四郎』(341頁)から引用して書いている。これに対し、小林・福井は、満州国政府による興農合作社法の公布を「1940年2月」(後述するように正しくは3月23日)、「金融合作社と農事合作社が解散し、新たに興農合作社として『政策』を担うことになったのは、1940年3月」であり、松村のいう「1940年夏」ではないとして批判するのだが、この法制史を表面的にしかみない小林・福井による批判にこそ「事実誤認」がある。法律の改訂がただちにその組織や運動の実体を変更させるものではないことは、社会経済史や運動史の研究者には常識になっていると思っていたが、必ずしもそうではないようだ。福井は満州合作社について多数の論文を発表してきたその領域の第一人者であるが、その論文の内容は法制史(および思想史)であり、合作社運動の内容を扱ったものではなかった。運動の内容に触れる絶好の機会であった合作社運動の諸雑誌の復刻(不二出版)に付した福井の「解説」も、雑誌の内容に関してはほとん

ど触れておらず、自分の法制史的・思想的既発表論文に手を加えたものにとどまっている。前述した福井による「1940年夏」(松村)ではないとする「事実誤認」とは、次のようなことである。

満州国の「興農合作社法」(1940年3月23日公布)⁽¹³⁾第97条には、「主幹部大臣ノ指定スル農事合作社又ハ省農事合作社聯合会ハ主管部大臣ノ指定スル合作社又ハ聯合会ノ成立ト同時ニ解散シ其ノ権利義務ハ清算ヲ為サズシテ当該〔興農〕合作社又ハ聯合会ニ移転ス」とある。すなわち、農事合作社およびその省連合会は、興農合作社・同省連合会が成立するまで、存続することと規定されている。そして、『満洲国政府公報』の「彙報」欄⁽¹⁴⁾によれば、各省の県・旗の興農合作社の社長・理事長・理事が任命されたのは、4月20日から5月19日にかけてのことであり(たとえば、桜井五郎は5月19日に綏化県興農合作社理事長に任命されている)、「興農合作社法」の施行(4月1日)後、ただちに各地の興農合作社が発足したのではない。

しかも、4月下旬から6月下旬にかけて、浜江省を含めた各省の県・旗合作社の社長・理事長・理事は頻繁に異動しており、このため、省の合作社連合会の成立に必要な会長・理事長・監事の人事確定はかなり遅れたようである。浜江省興農合作社連合会は5月7日に発足式を挙げているが、このとき理事長(日本人)は任命されておらず(管下16県・市の合

(13) 『満洲国政府公報』1774号、1940(康德7)年3月23日。

(14) 『満洲国政府公報』1877号、1940(康德7)年7月27日。

作社のうち 10 社までが同様に理事長不在⁽¹⁵⁾、聯合会会長の職位さえ 5 月 16 日に異動があった⁽¹⁶⁾。ほかの省のような理事長や監事の任命は『満洲国政府公報』の「彙報」に見ることができないが、黒龍江省や安東省の連合会監事の任命が 7 月になってからのことであることを考えると、浜江省興農合作社連合会が実際に成立したのは、1940 年 7 月頃と考えられる。興農合作社法の規定にしたがえば、この時点まで、「浜江省農事合作社連合会」は存続していたのである。

事実、1940 年 5 月以降 8 月までの間、佐藤大四郎が指導する『北満合作』（発行は浜江省興農合作社連合会だが、編集は「浜江省農事合作社連合会津久井信也」と奥付けにある）が刊行されていた⁽¹⁷⁾。田中武夫が、

浜江省が輔導委員会事務局を解消し、浜江省農事合作社連合会を発足させ、事業活動の指導を同省連に移すのは昭和 13 年（1938）秋の頃のようなのである。佐藤の肩書も浜江省農事合作社連合会主事と変るが、昭和 15 年（1940）夏、新京政府——興農合作社中央会によって「浜江コース」が蹴散らされるに至るまで、彼はその職位にあつて、「浜江コース」の実際上の最高指導者として終始する（田中、前掲『橋樑と佐藤大四郎』333 頁）、

と書いているように、1940 年 7 月頃まで、佐藤は、農事合作社連合会主事の職位にあつたのであり、『北満合作』の発行を指導し、農事合作社運動（「浜江コース」）を指導していたことは確かである。しかし、1940 年 7 月頃に浜江省の興農合作社省連合会が成立したことにより、同省農事合作社連合会は廃止され、さらに『北満合作』も廃刊に追い込まれたのである。「命脈僅かに四カ月であった。『北満合作』「廃刊の辞」にいわく“廃刊の理由は申すまでもなく中央の、地方機関誌全廃意向によるものであつて、本省連合会の自発的意志によるものではない。……”と。このように、連合会の名において書いた佐藤は、その終刊号巻頭論文『全国方針の具体化のために——一つの覚え書として——』を、ハルビンにおける最後の文章として書いた。その後、同年 11 月に新京の興農合作社中央会職員に転出させられ、「中央会の資料部門の片隅に封じ込まれた」のである（田中、同上書、340-341 頁）。

すなわち、「興農合作社法」が施行された 1940 年 4 月以降 7 月頃まで、佐藤大四郎は浜江省農事合作社連合会の主事であり、『農事合作社報』から改題された『北満合作』の発行を指導した（『思想月報』第 102 号、1943 年 5 月、40-41 頁）。史料（『満洲国政府公報』）も、先行研究（田中『橋樑と佐藤大四郎』）も読み込まない小林・福井は、1940 年 4 月の「興農合作社

(15) 『北満合作』1 卷 2 号、1940（康德 7）年 6 月、135 頁。

(16) 『満洲国政府公報』1878 号、1940（康德 7）年 7 月 29 日。いったん任命された于鏡濤が 5 月 16 日に解任され、韋煥章が任命されている。

(17) 『思想月報』102 号、1943 年 5 月、40-41 頁。『北満合作』は、『合作社関係資料 DVD 版』不二出版、2010 年 9 月、に収録。なお、この資料集の「解説」は前述したように福井紳一の執筆による。

法」施行と同時に、農事合作社はなくなったと思ひ込み、松村を批判したのである。「法制史」的分析は、それが表面的な分析であるばあいには、史実の正確な把握に失敗するのである。

さらに、松村の第3の誤りとして小林・福井は次のようにいう。「松村高夫氏は、『41年春にはすでに『浜江コース』の実体は消失していたのであり、合作社事件の目的はほかにあったといわざるをえない』と、氏のフレーム・アップ論を決定するようなことを述べている。ところが、松村理論にとって極めて『重要』(で)あるはずの『41年春』に何があったのかについて、松村高夫氏は全く触れていない。これはどうしたことか。合作社事件をフレーム・アップだとする松村高夫氏の認識の『根拠』となる、『41年春』の出来事について明確にすべきではないのか。／このように、松村高夫氏の合作社事件研究には、立論の前提とすべき部分に、基本的、しかも決定的事実誤認と混乱が積み重ねられている」(『論戦』62-63頁)。

合作社運動の基礎的事実を誤認している、あるいはその出来事を明記していない、それ故合作社事件がフレーム・アップであるとする松村の主張は成り立たない、というわけである。

「41年春」に何があったのかについて、松村は全く触れていないというが、これは満州史を勉強しているひとは誰もが知っている尾崎と佐藤の『満洲評論』誌上の論争に関連している。尾崎は1941年3月中旬から『満洲日日新聞』に「満洲への公開状」を連載し、佐

藤は「満洲への公開状」に答ふ(上)を同年4月に『満洲評論』(20巻14号)に掲載した。その中で佐藤が次のように書いたことが、松村が「41年春にはすでに『浜江コース』の実体は消失していた」と書いた理由である。

すなわち、農事合作社が興農合作社に統合されて7・8カ月が過ぎた時点で、「建国十年、農民生活は、物心両面に亘って改善せらるること余りにも僅少ではなかったか」という疑問の存することであります。内外の客観的諸条件が必ずしも満洲国農業政策の正しい遂行に有利な場合のみではなかったにしても、しかもその決定的要因は、農業政策を含めての農民対策の内容の著しい貧困と、これに加うるに農民対策の実践への情熱さえもが、急速かつ広汎に瀰漫した官僚主義・小市民俗物根性の滔々たる風潮によって、殆ど完全に押し流されつつあるということであります。中央地方に亘って、有志の人々が尽くした努力は、事ひとたび農民対策に関する限り、多くは徒勞となって、殆ど実を結んでおりません。この部分は、田中武夫も、前掲『橋樑と佐藤大四郎』で引用している(345頁)。

驚くことは、小林・福井は、佐藤大四郎が現場から離れたあとも、「浜江コース」は桜井五郎たちによって日本敗戦まで継続していたことを、たんに桜井たちの実践例を挙げただけで主張している点である。興農合作社の創設によっても、合作社事件によっても、「浜江コースの合作社運動」は敗戦まで続いていたとの主張は、合作社の実体が雲散霧消していたとの松村の主張に対する感情的な反発の結果なのだろう。そもそも、「浜江コース」(北

満型合作社運動)とは、①中・貧農中心、②行政と経済の分離、という特質を持ったものである。福井自身が、『論戦』でそのように書いている(286頁)。ところが、この3つの特質が、その後、継続されたのかどうかを全く論証せずに、たんに、「滨江省綏化県での桜井五郎らの実践」として「共同出荷」(1943年満州国政府の政策として実現)の1点のみをもって、福井は「滨江コース」の持続という議論を展開しているのである(『論戦』63, 349頁)。なお、興農合作社で桜井五郎が任命されたのは、北安省綏化県興農合作社理事長である。そのために福井は「滨江コース」の概念を変更しているのだが、これでは合作社事件が運動にとって何の打撃にもならず、弾圧事件ではなかった、という笑止千万の議論になってしまう。それを装うために、『論戦』の第7章に福井の旧稿を収録するにあたって、旧稿の表題「佐藤大四郎と綏化型農事合作社」を変更し、「佐藤大四郎と「満洲」の農村協同組合運動」として、合作社事件後も滨江コースは敗戦まで継続したことを含意させているのである。福井の主張は、研究者が研究対象に過度に思い入れをした結果、その対象の歴史的意義を過度に評価してしまうという陥穽に落ちた典型例である。史実にもとづいた歴史研究とはいえない。

5 「経調派」の過大評価と「野々村一雄手記」の軽視

小林らには満鉄調査部の過大評価がみられるので、われわれは調査部が「日本の国策決定に重要な役割を演じた」とする小林説を批

判した。というのは、小林が言及する満州国建国のほぼ4カ月前(経済調査会成立の1カ月前)に、すでに関東軍は経済政策の基本方針について結論を出していたからである。すなわち、経済調査会と宮崎正義は、軍の方針決定を受けて、「経済統制政策」の具体的立案を行ったのであって、「国策の決定」に関わったわけではない、と指摘しておいた(『調査と研究』16頁)。経済調査会・宮崎は軍の方針を受けて経済統制政策の立案をしたのであって、その逆ではない、とのわれわれの小林批判には何も答えていない。

また、満鉄「経調派」を過大に評価する小林・福井は、史実に合わないことが生じると、「経調派」の概念規定を拡張してしまう。『論戦』は新資料が経調派の理論的指導者・大上末広と北満型合作社運動(滨江コース)の指導者・佐藤大四郎がそれぞれ橋樑の強い影響下にあったことを「発見」すると、次のように書いて、「満洲評論派」の佐藤大四郎、田中武夫も広義の「経調派」であるとする。

満洲国建国直後に主に満鉄調査部員をもって編制された経済政策立案部隊である満鉄経済調査会を主導したメンバーたちを一般的には「経調派」と呼ぶ事が多いが、「経調派」と通称される人々は、満鉄経済調査会の職員そのものを意味するものではない。「経調派」とは、主として、大上末広を中心とする経済調査会内部の『満洲経済年報』執筆者の人々であり、また、彼らのなかには、橋樑を中心に編集された『満洲評論』の執筆・編集も担う者が多かった。だから、広

く言えば、経済調査会以外でも、『満洲評論』を経て合作社運動を指導した佐藤大四郎や、長く『満洲評論』の編集に携わった田中武夫らも含めてよい（『論戦』47-48頁）。

こうして、「経調派」の概念を勝手に拡充して、佐藤大四郎、田中武夫など「満洲評論派」を「経調派」に含めて、小林の「経調派」が満洲経済建設の中心をなしたとする説を主張しつづけるのである。歴史分析は仮説と史料との往復運動であり、史料に仮説があわなければ仮説を修正しなければならないのに、小林・福井は概念規定を拡大解釈して自説を維持しようとする。こうしたトリックにより、小林らの主張は常に「正しい」ことになる。

小林・福井は、「経調派」重視の裏返しとして、「資料課派」＝「外来派」を、その派が存在したかどうか自体が現在疑問視されているにもかかわらず、「経調派」に対立する派とみなして、資料課派に属したとする野々村一雄の「手記」を松村が使用したことを批判する。私は、『調査と研究』の中で、「どのような尋問の状況のもとで手記が書かれ、何が書かれたのか（とりわけ『総合調査』について）、そして、その内容は容疑確定のためにどう利用されたのか、についてみるために」多数の手記の中から長文の手記を書いた野々村一雄のそれを選択して、分析・記述した。それは、私の2002年発表の旧稿に付加した、かなり長い「1『回想 満鉄調査部』に見る野々村に対する取調べ」および「2 野々村直筆の『手記』」（『調査と研究』467-481頁）のことである。野々村の「手記」を選んだのは、「第一に、野々村

は『回想 満鉄調査部』（1986年）の中で詳細な証言を残しており、それを勾留中の『手記』と比較できるからであり、第二に、野々村自身はまた別の座談会記録で、満鉄調査部の総合調査が弾圧の原因であったとしているが、この総合調査の実態と内実を証言できる立場にあったからである」（同前467頁）。そして、「満鉄調査機関による『左翼分子活動概要』」、「川崎巳三郎グループの指導性」、「満洲経済現段階分析研究会」、「インフレーション調査」、「戦時経済調査」、「支那抗戦力調査」を『回想』と「手記」の双方より検討し、「抗戦力調査」は、「インフレーション調査」や「戦時経済調査」と同様に、満鉄調査部弾圧事件の原因の一つとされてきたほど軍に衝撃を与えたとか、その逆鱗にふれるといった性質のものではなかったことを明らかにした。江田憲治「総合調査の『神話』——支那抗戦力調査」（『調査と研究』第7章）が明らかにしたように、「抗戦力調査報告」の執筆者たちは、重慶政権の抗戦力を低く（あるいは中間程度に）評価しており、報告では、日本の「対支総撤兵」には言及していないし、その報告内容はいかなる意味でも軍や政府に衝撃を与えるものではなかったのである。しかも軍事情報に関しては満鉄調査部よりはるかに優位にあった支那派遣総軍は、1940年、独自に抗戦力の調査を行い、満鉄の「抗戦力調査報告」活字本の刊行前に、重慶政権の抗戦力の強固さを重視した報告をまとめている。このように拡充調査部時期の代表的な「総合調査」報告でさえ、せいぜい軍や政府にとって参考資料程度であった。であるならば、調査部弾圧の原因

が調査部の諸報告にあったとする従来の見解は修正されなければならない、ということになる。総じて『調査と研究』は、前述したように、満鉄調査部の調査報告が従来いわれてきたような高い水準の独自調査ではなく、日本の侵略を批判したが故に、満鉄調査部事件を招いたというものでなかったことを明らかにしたものである。

野々村の『回想 満鉄調査部』に記された関東憲兵隊の取調べ状況もまた、「手記」が書かされるに至るまでの過程を生々しく記述しており、満鉄調査部事件がフレーム・アップの産物であったことを明示している。野々村は、1942年9月21日、大連憲兵隊により連行され夜になって奉天に送られ、東奉天憲兵分遣隊の留置場に収容された。4カ月後、関東憲兵隊司令部・藤本准尉の取調べを受けた。さらに3カ月待たされ、奉天から新京の関東憲兵隊司令部に送られ、地下室に収容されるが、その日にやってきた高橋曹長が「お前の前には、死刑か無期かが待っていると思え」と恫喝し、翌日から「峻烈なる」取調べをした。この高橋曹長こそ小泉吉雄を取調べ、コミンテルン、尾崎との関連を供述させた前出の人物である。野々村も幾度も書き直しを命じられ、「妥協」しながら「総合調査」について詳細な「手記」を書いたのである。

それに対し小林・福井は、野々村が「資料課派」に属し、満鉄調査部の中では重要な位置を占めていなかったが故に、松村が野々村の「手記」と『回想録』を使って論証していることは「適切ではない」として、次のように批判する。「〔松村〕氏が用いた『手記』の作成

者である野々村一雄は、戦後になって、『回想 満鉄調査部』と題する回想録を書いているものの、1939年に満鉄に入社した、満鉄調査部事件では、きわめて傍流の人物であり、満洲事変前後からの『経調派』の人々の動きなど全く関知していない人物である。何故、そうした人物を中心にこの事件を語るのか」（『論戦』52頁）。この批判に、私は驚き呆れた。

同様の批判は、繰り返しなされる。「野々村一雄は、戦後に回想を出版したとはいえ、満鉄調査部では、入社して日の浅い一調査部にすぎない。1930年代半ばの、『経調派』の形成からを対象とした、満鉄調査部事件といわれる関東憲兵隊の弾圧事件の究明に、野々村の手記を中心に据えるのでは心もとないし、適切ではない。小林と福井が共同して公表している史料があるのだから、それと〔松村が〕所持する史料を突き合わせて、満鉄調査部事件を分析していくことを怠っては、事件の実態には迫れないはずである」（『論戦』68頁）。

イギリス社会史・労働史学界では1960年ごろを境にして「労働組合史」から「労働史」に推移する中で研究視角も変化した。1960年以前は労働組合運動の指導者の思想と行動を分析対象にしたのに対し、労働史では指導者だけでなく一般組合員の、さらには未組織労働者の、さらには女性、子供、高齢者、植民地の民衆の思想と行動を分析対象にした。そのような「下からの歴史」の視角が社会史・労働史研究を生き生きとしたものにしたのである。野々村は満鉄調査部員の中では「傍流の人物」であるから分析対象にすべきではない、というような暴論は、日本の学界の中で

は「傍流」であることを望むのみである。

また、野々村が「満鉄調査部の『総合調査』が満鉄調査部弾圧の原因となったと明言している」点については、私はすでに『調査と研究』の中で、次のように指摘しておいた。

満鉄調査部内に現実の革命運動があったことはなく、ましてやコミンテルンとの接触の証拠もなかった。だから関東憲兵隊は「手記」を書かせることで「立証」しようと苦慮し、意図的に過大に「抗戦力調査」などの左翼的目的と意義を強調し、調査部弾圧の「根拠」としたのである。

……弾圧当時、その背景や要因を十分に知ることのなかった調査部員が、戦後、とくに1970年代以降、調査部事件を語り執筆しはじめたとき、満鉄調査部の「総合調査」の反軍・反戦的意義を強調する傾向が現れた。そこで、旧調査部員の一部は、満鉄調査部の指導部が関東軍の要望を拒否したうえに、自立的な調査＝反軍的な「総合調査」を行った、それゆえ弾圧された、としたのである。

こうして満鉄調査部の「総合調査」、とりわけ「抗戦力調査」と「インフレーション調査」は、「抵抗」が結実したものの位置づけを与えられることになった（『調査と研究』490頁）。

われわれはそれを「神話」と名づけたのであるが、小林・福井は、次のような奇妙な批判をする。「満鉄調査部の『総合調査』が満鉄調査部弾圧の原因となったと明言している」野々

村は、「『調査部の成果は、国策調査であったとはいえ、民間調査として限界をもっていたのであって、調査部の『総合調査』が軍を批判し、その結果弾圧を招いたわけではない』と分析する松村高夫氏とは、満鉄調査部事件に対する位置づけも見解も全く異なる人物なのだ。／そのような、全く満鉄調査部事件に対する見解の異なる当事者の手記を、松村高夫氏は、『満鉄調査部の調査活動内容、とくに総合調査はいかなるものであったかを明らかにするだけではなく、調査部事件の誘因は何であったかを示唆する』史料として高く評価し、この史料を中心に、満鉄調査部事件の全容に迫ろうとしている。このような松村高夫氏の姿勢には大きな疑問を持たざるを得ない」（『論戦』68頁）。

この批判は、研究者と同じ考えをもつ者の書いた史料しか使用してはいけない、といっているのに等しい。だが、クリスチャンでなければ、聖書を史料として使ってはいけないのか？ 石井四郎と考えを共有しない研究者は、731部隊の人体実験報告資料を研究のため使用してはいけないのか？ 答えは自ずと明らかであろう。

6 植民地支配下の「技術・研究の蓄積」

満鉄の研究成果を肯定的に評価する小林・福井は、次のように述べて、われわれの本を「ある種のイデオロギーに拘束された偏狭さと傲慢さが表出している」として批判する。

しかし、満鉄の調査機関、及び、その調査員たちの業務を通しての調査・研究・政

策立案と、それに関わる諸成果が、戦後の日本経済の復興・発展の過程において、「利用」されたことは紛れもない事実であり、技術や研究の蓄積とは、イデオロギーの如何に関わらず、本来、そのようなものである。それにも関わらず、松村・柳沢・江田三氏は、この事実をそのまま述べた言説に対し、「満鉄や満鉄調査組織がもった日本侵略政策への関与は軽視」されていると、因果関係も不明確にして決め付ける視点を平然と維持し続けている。さらには、小林の研究視点に対し、「植民地主義への批判を欠落させる」として、歴史的事実に目をつむり非難する立場に安住している。このような松村・柳沢・江田三氏の歴史に向かう姿勢こそ問われるべきであろう。そこには、歴史的事実を「あるべき歴史」観から裁断・評価し、価値付ける、ある種のイデオロギーに拘束された偏狭さと傲慢さが表出している（『論戦』101頁）。

この植民地の成果の蓄積を評価する視点は、植民地医学＝731部隊についての叙述でもっとも鮮明に述べられる。

「植民地医学」なるもののあり方は、厳しく批判されるべきものだが、その過程で創出された「医学的成果・蓄積」そのものを、「色つき」として否定することが滑稽なことなと同様に、植民地支配を担う国策会社の調査機関のあり方は批判されるものとしても、また、その中で生み出された研究方法や「知的資源」の形成される背景は糾弾

されるべきものとしても、研究方法や「知的資源」そのものを、「色つき」として否定することも、同様におかしなことである（同前104頁）。

植民地医学の最先端・関東軍防疫給水部、通称731部隊では少なくとも3000人を数える中国人などが細菌兵器の研究・開発・製造のために日本人の医師たちによる人体実験の対象とされ、全員殺害された。それでも、「その過程で創出された『医学的成果・蓄積』そのものを、『色つき』として否定することは滑稽なこと」なのだろうか。731部隊が開発した乾燥血漿は、戦後731部隊員たちが創設した「日本ブラッド・バンク」が朝鮮戦争時に米軍に売り、莫大な利益を得て、のちにミドリ十字と名称を変更するのだが、小林らによれば、その乾燥血漿も「医学的成果・蓄積」として評価すべきことになる。これは戦後の生産関係（国際的關係も含めて）を捨象し、生産力の視点からだけみた帰結である。これでは、戦前日本の朝鮮・中国、その他の東南アジアへの小林・福井のいう「侵略」「フレーム・アップ」などというのは、リップ・サービスに終わる、といっても過言ではなかろう。実際には植民地支配による「成果」を肯定する「歴史学」になっていることを、小林・福井の『真相』『論戦』などの本は明確に示している。

追記：小泉吉雄氏長男の小泉博義氏（1936年生まれ、元神奈川県立がんセンター所長）から松村高夫宛の2012年2月17日付書簡には次のように書かれていた。

父は、平成元年6月17日に79歳で亡くなりました。

松村様のお手紙を拝読したので、「愚かな者の歩み」を再読致しました。

その結果は、小林・福井著「満鉄調査部事件の真相」中の父と尾崎秀実の関東軍司令部爆破の話は、憲兵隊による拘禁状態におけるマインドコントロールされた供述書だと思います。その理由は、1) ところで肝腎の尾崎と何をしたかと言われると何も思いつかない。せいぜい酒を飲んだことくらいである（「愚かな者の歩み」60頁）。正直者の父らしい述懐である。2) 父の崇拜した三人の先輩——秋永月三中将、岸谷隆一郎熱河省次長、板倉真五撫順炭鉱次長との交友関係より鑑み（154-169頁）、コミンテルンと関係があったなどは考えられない。3) 引き揚げ後の父の人生（95-153頁）からも正直に生きており、爆破などという卑劣なことは夢想だにできない。……

満鉄調査部事件の真相という本のカバーに父の字が掲載されており、驚かされまし

た。その内容は憲兵隊に無理やり供述させられた事をも恰も真実であったかのごときタッチで掲載されており一人で憤慨しておりました。……

私は2012年2月21日、小泉博義氏の金沢八景のご自宅で、以上の内容を含めて博義氏から3時間にわたり、聞き取りを行った。小泉吉雄氏は戦後博義氏に満洲での体験を折に触れて詳しく話されていたとのことで、博義氏の話は臨場感あふれるものであった。そして、私は小林・福井の『真相』の出版が遺族のこころを深く傷つけていたことを知った。博義氏は、父がコミンテルンと関係していたなどという「冤罪」（博義氏のことば）を是非晴らしたいとの願いを表明された。本稿がその願いに多少とも応え得たものであれば、私にはこれに優るよろこびはない。

なお、本稿は『調査と研究』の執筆者の共同討議を経ている。執筆者諸氏に感謝したい。

（名誉教授）